

令和5年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和5年9月7日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 常任委員会議案付託
 - 第 6 常任委員会請願付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 常任委員会議案付託
 - 日程第 6 常任委員会請願付託
-

出席議員（19名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
16 番	伊 藤 房 代	17 番	向 後 悦 世
18 番	景 山 岩三郎	19 番	木 内 欽 市

20番 松木 源太郎

欠席議員（1名）

15番 宮澤 芳雄

説明のため出席した者

市長	米本 弥一郎	副市長	飯島 茂
教育長	向後 依明	秘書広報課長	椎名 実
行政改革推進課長	榎澤 茂	総務課長	小倉 直志
企画政策課長	柴 栄男	財政課長	山崎 剛成
税務課長	向後 秀敬	市民生活課長	江波戸 政和
環境課長	高根 浩司	保険年金課長	高野 久
健康づくり課長	飯島 正寛	社会福祉課長	向後 利胤
子育て支援課長	多田 英子	高齢者福祉課長	椎名 隆
商工観光課長	大八木 利武	農水産課長	池田 勝紀
建設課長	齊藤 孝一	都市整備課長	飯島 和則
会計管理者	小澤 隆	消防長	伊東 秀貴
上下水道課長	多田 一徳	教育総務課長	向後 稔
生涯学習課長	伊藤 弘行	体育振興課長	金杉 高春
監査委員局長	杉本 芳正	農業委員会事務局長	戸葉 正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤 昭和	事務局次長	金谷 健二
------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（木内欽市） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第14号までの14議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、議案第1号、令和4年度旭市一般会計決算についての質疑をいたします。

入るを量りて出ずるを制す、この一番大事な出ずるを制すのところの予算執行、これがどのように行われたかという、ここをしっかりとチェックしたいと思いますので、その観点から質疑をさせていただきます。

まず15ページです。歳入合計について、対前年度比11.8%減、この理由を教えてください。

あと、同じく15ページの市税についてです。対前年度比3.3%増、この理由です。

同じく15ページ、市税についての不納欠損額の推移と分析結果、こちらをお願いいたします。

同じく15ページ、市税について、収入未済額に対する評価をお願いいたします。

同じく15ページで、市債の予算現額と収入済額との比較、12億5,430万円、この減の理由をお願いします。

続きまして、51ページ、不用額23億4,877万2,418円、これに対する評価ですね、評価結

果というか、この結果に対する評価をお願いします。

続きまして、358 ページ、実質収支額 13 億 3,203 万 1,000 円に対するこの評価もお願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、ただいまご質問のありました件につきまして、財政課から、まず 15 ページ、歳入の合計についての前年対比と、あと 15 ページ、市債の関係と、あと 51 ページの不用額の関係、あと実質収支額に対する評価結果ということで、それぞれお答えいたします。

まず、歳入の合計について、対前年度 11.8%の減の理由ということでございますけれども、令和 4 年度一般会計の歳入の対前年度減の主な理由につきまして、款別にまず大きい順に申し上げますと、繰入金でマイナス 20 億 7,576 万 8,000 円、国庫支出金でマイナス 12 億 2,465 万 4,000 円、繰越金でマイナス 9 億 4,957 万 7,000 円の減となります。

それぞれ、まず繰入金につきましては、令和 3 年度は庁舎整備基金の廃止に伴うその残額を公共施設等整備基金へ移し替えるための繰入れ、こちらが 12 億 8,104 万 8,000 円、こちらや、あと災害復興基金のうち「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の津波分を国へ返還するための繰入れ、こちら 5 億 9,935 万 4,000 円などがあったため、令和 3 年度の金額が大きかったことによりまして、令和 4 年度では減したものでございます。

続いて、国庫支出金につきましては、令和 3 年度に実施しました児童 1 人当たり 10 万円の支給に係る国の補助金です。子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の減、こちらマイナス 10 億 4,067 万 5,000 円などによるものでございます。

繰越金につきましては、こちら多世代交流施設おひさまテラスの完成など、建設事業の完成や震災復興・津波避難道路整備事業などの工事の進捗に伴う繰越明許費繰越金の減、こちらがマイナス 5 億 3,256 万 9,000 円などによるものでございまして、以上が歳入の減の主な要因となっております。

続きまして、（5）の 15 ページになります。

同じく 15 ページの市債の予算現額と収入済額との比較、減の理由ということでお答えいたします。

市債の対予算減の主な内容につきまして、起債のメニュー別に申し上げたいと思います。

まず、合併特例債が 1 億 5,580 万円の減となっております。これは冠水対策排水整備事業に

における翌年度への繰越しによる 1 億 1,630 万円の減などになります。

次に、過疎対策事業債が 2 億 560 万円の減になりまして、これは主に南堀之内バイパス整備事業やコミュニティバスの車両購入などにおける翌年度への繰越しによる減でございます。

続きまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、こちらが 1 億 3,930 万円の減、こちらは飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の翌年度への繰越しによる減でございます。

続きまして、公共施設等適正管理推進事業債で 1 億 750 万円の減、これは旧市民会館の解体撤去での起債を予定しておりましたが、こちら交付税措置がないために借入れを行わなかったことによる減となっております。

続きまして、緊急自然災害防止対策事業債が 9,270 万円の減、これは蛇園南地区排水路整備事業の翌年度への繰越しによる減です。

続きまして、緊急防災・減災事業債が 1 億 9,720 万円の減、これは震災復興・津波避難道路整備事業の翌年度への繰越しなどによる減です。

最後になりますが、臨時財政対策債が 1 億 1,340 万円の減、これは発行可能額の減によるものになります。

市債の説明のほうは以上でございます。

続きまして、51 ページの不用額に関する評価結果ということでございますけれども、こちらは、令和 4 年度の不用額につきましては、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響に対して実施しました経済対策事業の執行残と、建設事業における入札による落札残や、事業進捗に伴う執行残が主なものとなっております。それぞれ経済対策事業につきましては、事業の速やかな実施や予算不足により事業の恩恵を受けられない対象者を出さないようにするために、予算見積り時にはある程度余裕を持たせたという経緯がございます。

建設事業の事業費につきましては、設計額に基づき予算を見積もっておりますので、落札業者の企業努力ということにはなるとは思いますけれども、当然入札によってある程度は不用額が発生するものと考えております。

さらには、令和 4 年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等の各種事業の延期や中止などが依然としてございました。

以上のように、令和 4 年度の不用額は、事業の円滑な実施や適正な根拠に基づく積算などによって生じたものや、社会情勢等によりやむを得ず生じたものであったと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、358 ページの実質収支額に関する評価結果ということでございますけれども、

実質収支額は、前年度比でマイナス 3 億 431 万 2,000 円となっております。実質収支額につきましては、そのときの社会情勢などの外的要因にも影響されますので、一概にその傾向を申し上げることはできませんが、ここ 2 年、令和 3 年度、4 年度はこちら前年度と比較しまして減している状況であります。

また、速報値のベースではありますけれども、令和 4 年度決算の実質収支比率、こちら標準財政規模に対する実質収支額の割合は 7.4% となっております。県内 37 市の平均 7.6% を少し下回っている状況でありますので、旭市の実質収支額が多過ぎることはないというふうに思っております。また、少な過ぎるということもないと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、私のほうからは（２）、（３）、（４）についてご回答いたします。

初めに（２）、P15、市税について、対前年度比 3.3% 増の理由はということでございます。

決算書の 15 ページになります。市税の収入済額は 78 億 5,345 万 2,206 円で、対前年度比 3.3%、2 億 4,798 万 2,985 円の増となりました。この要因でございますけれども、主に個人市民税と固定資産税の収入が増加したことによるものと考えております。

初めに個人市民税でございますけれども、対前年度比 3.1%、9,725 万 9,802 円の増となりました。また、固定資産税につきましては対前年度比 3.7%、1 億 1,348 万 9,559 円の増となりました。これらの税目は、市における市税収入済額の 8 割以上を占めるため、市税全体の収入に大きな影響を与えているものと思われま。

続きまして、（３）、P15、市税について、不納欠損額の推移と分析結果についてお答えいたします。

初めに、市税の不納欠損額の推移につきましては、平成 30 年度から令和 4 年度までの直近 5 年間の推移について申し上げます。

平成 30 年度の市税不納欠損額は 1 億 2,804 万 5,569 円で、前年度比 4,899 万 2,912 円の減、令和元年度は 1 億 1,125 万 6,172 円で、前年度比 1,678 万 9,397 円の減、令和 2 年度は 5,869 万 1,621 円で、前年度比 5,256 万 4,551 円の減、令和 3 年度は 2,429 万 451 円で、前年度比 3,440 万 1,170 円の減、令和 4 年度は 1 億 1,162 万 5,399 円で、前年度比 8,733 万 4,948 円の増となっています。

次に、令和 4 年度の市税不納欠損額を税目別で申し上げますと、決算書の 3 ページになりま

すが、市民税が 574 万 4,748 円で前年度比 293 万 4,347 円の減、固定資産税が 9,614 万 7,388 円で前年度比 8,383 万 7,623 円の増、軽自動車税が 167 万 1,350 円で前年度比 59 万 5,050 円の減、都市計画税が 806 万 1,913 円で前年度比 702 万 6,722 円の増となり、固定資産税と都市計画税で大幅に増加しております。

令和 4 年度の市税の不納欠損額が大幅に増となった理由につきましては、法人等の倒産等がありました影響によるものでございます。詳細につきましては、個別事案にも関わるものでありまして、守秘義務がございますので申し上げることはできませんが、地方税法等の法令にのっとった適切な処理を行った結果ですのでご理解を願えればと思っております。

次に、（４）、P15、市税について、収入未済額に対する評価はということでお答えいたします。

令和 4 年度の市税収入未済額は 2 億 4,926 万 8,868 円で、前年度比 1 億 2,256 万 7,919 円の縮減となりました。

また、目標に対する評価としましては、第 4 次旭市行政改革アクションプランでは、滞納繰越分に係る収入未済額の目標値を定めておりまして、令和 4 年度は目標値が 2 億 5,321 万円であるのに対しまして実績は 1 億 4,876 万 4,866 円となり、目標を達成しております。

市では近年、市税の滞納整理を積極的に進めているところであり、収入未済額の縮減について毎年順調に成果を上げているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） ご答弁細かくありがとうございました。

それでは、歳入の合計の対前年度比なんですけれども、分かりました。令和 3 年度の金額が大きかったということで、そうするとどうしても減が大きくなります。

（２）の市税の対前年度比 3.3%増の理由が、個人市民税、あと固定資産税、こちらが頑張ったと言うとちょっとおかしいかも分かりませんが、ちゃんと納税してくださったという、そういう結果の表れだと思います。

そうしますと、次の（３）の不納欠損額のところとの兼ね合いになってくるんですけれども、不納欠損額の推移をお答えいただいたんですが、令和 4 年度で 8,733 万 4,948 円の大幅な増ということで、この内訳が固定資産税の大幅な増ということで、法人の倒産等があったということなんです、これは致し方ないことでそうになってしまうのかも分かりませんが、片や個人のほうでは市民税、そして固定資産税をきちんと払ってくださっていて、その不納欠損、

いわゆる不納欠損というのはもう絶対に頂くことができない金額ですから、それがこれだけの大幅増になっているということは、先ほどから社会情勢の影響というのは何度も言われていましたが、そのところでやはり市が何か手を打たなきゃいけないことがあるのではないかなという、そういうことをちょっと考えましたので聞いてみました。

私がこの後聞こうと思っていたことを先にお答えいただいたんですが、滞納に対してのあらゆる手を尽くしてくださっているということなので、2回目の質疑ではこのところを聞こうと思いましたが結構です。

これは次の収入未済額に対してもそうですね、不納欠損にならないように努力をしてくださるということが先ほどの答弁の中にございましたので、目標を決めて、令和4年度は目標を達成したということですので、引き続きそのところをお願いしたいと。

すみません、質疑なので、一般質問ではないのでこれぐらいにしておきますね。

あと、市債のところです。(5)の市債なんですが、翌年度への繰越しというんですか、事業自体が繰越しになって、市債がそのまま翌年度にというようなお答えだったと思いました。その金額が結構大きい。その中で、交付税措置がない、建て替えではなくて建物を壊したんですって、市民会館でしたって、その交付税措置がなかったので借入れを行わなかったというご答弁だったんですが、ちょっとこのところを説明してください。結局借入れを、市債を起債しなかったら、交付税も来なかったらどういうふうに手当てをしたのかということをお願いします。

それから、(6) 不用額、これもご答弁の中にありました社会情勢、つまりコロナという、新型コロナの影響ということなんだと思うんですけれども、それは私も重々承知しております。経済対策事業を多めに見積もって足りないことがあつてはいけないので、コロナに影響を受けた方に対しての援助みたいなことが足りない場合が起こっては駄目なので多めに予算を計上してあったということなんです、それと、あとは入札で企業努力をしてくださったという、応札するときに企業努力があつてこれだけの不用額が生まれたということのご答弁だったんですけれども、つまりそうすると、これから先の、ここはもうこの決算、いわゆる令和4年度までの予算、決算というのは緊急的なものというのかな、特例的なもの、そういうふうな考え方でよろしいですか。

私は、以前からちょっと不用額には非常にこだわっておりまして、この後も何回も言うチャンスがあると思うんですけれども、予算立てのときにシビアに予算を立てて、その中で市長が公約に挙げられたものとか、絶対市民の財産と安心・安全を守るためには必要だという

ような予算で、投資的な部分ですね、そういうものが予算をシビアに組み立てればそこに組み込めるはずだと思って、それで不用額の大小に物すごくこだわっているわけなんですけれども、これは令和4年度までの不用額というのは特例的な考え方というのでよろしいでしょうか。不用額に対する考え方をまたお願いいたします。

(7)です。実質収支、この金額は13億3,000万円というのが近隣市ですか、7.6%平均あるところを旭市は0.3ポイントぐらい低いということでしたか。おおむねこの実質収支というのが良好な数字だというふうなお答えだったと思うんですけども、これが、このパーセンテージが確実に実質収支のほうで、確実にというか、例年こういう形で残るのであれば、予算立てのときにまたこの実質収支額というものも考慮に入れることができるんじゃないかなと思うんですが、その辺の考え方をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、まず(5)市債の関係でご質問ございましたので、その関係ですね。交付税措置がない市債を借り入れたというお話につきまして、こちらの、先ほども申し上げましたが、旧市民会館の解体撤去ということで、こちらの解体につきましては、公共施設等適正管理推進事業債につきましてはちょっと該当しないということで、こちらこの起債を予定したんですが、交付税措置がないということが分かりましたので借入れを行わなかったということによるというお話で、その財源をどうするかという話ですけども、こちらは一般財源のほうで対応してございます。

次に、不用額のほうでございますが、こちら令和4年度については特例的なものであったのかというお話でございますけれども、こちらにつきましては先ほどの説明もさせていただきましたが、経済対策事業を先ほど申し上げましたが、物価高騰やらコロナとか、そういうものも4年度はやはり大きくありましたので、特例と言っていいのではないかなというふうに考えております。

実質収支の件につきましては、こちらは今年度13億3,200万円ほどということでございますが、こちらにつきましては、来年度へのこちら繰越金の元、財源となりますので、やはりこちらの金額は来年度のための財源でもありますので適当な金額ではないかと、そんなふうに思っております。

○議長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 私のほうから(3)の不納欠損の対応についてということでございま

した。

今回の不納欠損につきましては、固定資産税等が大きなものになっておりますけれども、法人の倒産などに当たっては、市としましては差押えなどの滞納処分により租税債権を保全するよう努めておりますが、多くの場合で抵当権などの民間債権と競合しております。この際、抵当権の設定された時期が滞納となっている税の法定納期限等よりも前に設定されている場合には、抵当権の被担保債権が優先されることとなりますので、対象財産が不動産などですと、不動産を取得する際に抵当権が設定されていることが多いため、清算処理の中で不動産の競売等があっても抵当権者に先に配当されることとなりますので、要は先に押さえた方が優先的になります。租税債権まで配当金が交付されず、結果として不納欠損とせざるを得ない事案が発生しています。

市としましては、まずは高額滞納事案が発生させないように差押え等の滞納処分を早めに行うとともに、法人の倒産等が発生してしまった場合には、できる限り租税債権の回収ができるよう、法令等にのっとりつつ上で最善の手を尽くして対応してまいりたいと考えております。

それと、（４）の収入未済額の関係ですけれども、税の公平性から滞納処分の対応等を実施しております。また、その中で話し合い等を持ちまして分納誓約等も対象としております。

今後も法令にのっとりつつ適正な滞納整理に当たりまして、税の公平性の観点から収入未済額の縮減に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

実質収支の金額のことなんですけれども、先ほども言いましたように、予算立てのときにこの金額が旭市としては平均並みの 7.何%が実質収支で残るとというのが頭にあればというか、何が言いたいのか市長はお分かりになっていると思うんですけれども、財源がないと言ってやりたいこと、予算に組み込みたいものとかが組み込めないでいる状況ではないんじゃないかなというのを、私はちょっとこの実質収支額で考えるわけです。

ですから、この実質収支額と予算との兼ね合いみたいな、この実質収支を意識しながらの予算立てというのをやっていただければ、先ほど言いましたように投資的な部分で子育て支援とか、そのあたりで多くの方からの要望があるところに反映できるんじゃないかなという視点でこの質疑をさせていただきました。市長、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 以上で戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

自席へお戻りください。

続いて、松本源太郎議員、質問席にご移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松本源太郎） 松本源太郎です。

令和4年度旭市一般会計歳入歳出決算に対する質疑を申し上げます。

第1点目は決算概要についてでありますけれども、決算の規模、市債現在高、基金現在高等の推移についてお伺いいたします。

監査委員の意見書が、大分中身が今年はよくなっているところがあるんですけれども、そういった中でよく調べてみますと、基金現在高の推移について、従前から私は市がある意図を持って財政調整基金を調整しながら事業を進めているのではないかという疑念を持っております。

そこで、令和2年度、令和3年度の決算カードについて見てまいりました。令和4年度のだいたいの推測値を教えてくださいと思うんですけれども、まず財政力指数は2年度が0.50、3年度が0.49、少し下がっています。2年度というのは庁舎建設で大分財政規模が上がった年でありますけれども。

それから実質収支比率は11.1%が8.8%に、それから経常収支比率は91.6%が91.2%に下がっております。いわゆる積立金の金額はだいたい同じなんです。159億9,000万円と159億1,000万円です。それで、2年、3年は、財政調整基金がだいたい92億円台、ところが4年度は85億円です。この差は大変大きいわけです。つまり財政調整基金というのはご存じのようにある目的を持って積み立てるわけではありませんから、その理由が生じなければ取り崩せないというものではなくて、柔軟性を持って市の財政で新しい事業を起こしたり、それから、例えば学校給食のような、今までやっていない事業を無償化するというようなことになった場合には、ここを使うのがだいたい普通の自治体のやり方ですけれども、それが意図的に85億円まで下げられて、7億円ですよ、そういうような形の財政調整基金の運用をしているのではないかという疑問を私は持っているわけです。この点についてぜひお伺いしておきたい。

地方債の現在高もだいたい同じです。ですから、そういうようなことを考えても、この運用の仕方というのが大変私には気になるわけです。これが第1点目であります。

次に、各事業について少しずつ聞いていきたいと思っております。

全部で 10 項目ありますので、歳出事業でありますけれども、一つずつお聞きいたしますのでお答えいただきたいと思うんです。

次は広報活動費であります。決算書でいうと 67 ページ、そして令和 4 年度のこの説明資料によりますと 20 ページであります。この広報活動費というのは、要するに市が行っていることを市民の方々全員に知ってもらいたいという意図を持って行うわけですね。予算的には年間 2,500 万円ほどですけれども、私が問題にしたいのはどのぐらい、いわゆる広報あさひ、その他の市が発行する広報が住民に行き渡っているか、旭市は世帯数でいうと 2 万 6,300 世帯ほどあります。これが全部一つの世帯になって、2 世帯が一つのところに住んでいることもあるでしょうけれども、戸数としては 2 万 5,000 戸数ぐらいはうちの数であるんじゃないか、アパート 1 室が 1 戸と考えて。ところが、広報あさひが毎月発行しているのが 1 万 9,500 部、実に 6,000 世帯分ぐらい少ないわけですね。郵送でもって送っている方が、年間 200 万 6,298 円ですから何世帯ぐらいあるのか。折り込みは結局 1 回当たり 1 万 7,000 部しか新聞に折り込んでいないということになりますと、恐らく市民の方のはっきり言ったらば、私の予想では 30% から 40% の方は毎月の市のお知らせは見えていないのではないかと、こう思いますけれども、こういう形で本当にいいのかなということです。

一般質問でもって防災行政無線のこともお話ししますけれども、つまり旭市が住民に知らせたいという内容の広報が十分に届いていないという状況ではないかと。これは今、全国の自治体でもって新聞を読む方がどんどん減っているから、新聞折り込みでは足りない。どうしたらいいか、これの工夫についてもし考えがあれば市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、3 番目が、生涯活躍のまち形成事業で予算書では 77 から 79 ページ、説明資料では 22 ページであります。

これは令和 3 年度から続いているものでありますけれども、令和 3 年度は施設を造った年ですから全体で 5 億 6,500 万円、令和 4 年度は次の年ですから 1 億 4,600 万円ということになるわけです。

ところが、この令和 4 年度の中でどうしてこういうお金が出てきたのかということを開きたいんですけれども、おひさまテラス商標登録業務 29 万 2,900 円というのがありますけれども、これは何でそういうことがあるのかということが一つと、それから、3 月の政務報告では、年間 20 万人ほどお客が来たというんです。しかし、1 年間に事業内容でもって言われている 1 億 4,600 万円です、概略でですね。この中で一番多いのは委託料の 1 億 900 万円です。これ

だけのお金を使って、これがどういう効果があるかということについては、事業効果についてはまだ十分な内容がないのではないかと。事業効果を見てどういうふうになっているかというと、おひさまテラス及び商業施設のオープンにより、令和4年4月にまちびらきをし、事業を進捗させることができた。視察やメディア対応等を含め積極的な広報活動に務めているとあって、3年度にご存じのように5億6,000万円、それから補助事業で5億円、全部で約10億円使っているわけですね。

ところが、同じ年にサンモールからジャスコが撤退してしまいました。大変、ジャスコまで買物に行っていた方々が苦勞して遠くまで買物に行っているということを見てみますと、当初はそんなにすぐには撤退しないよと言ったイオンが撤退しちゃったわけですよ。こういうところについてはどういうふうに考えているのか。

私がおひさまテラスのことについて質問したらば、担当者からこういう答えが返ってきました。おひさまテラスのほうにお客が来れば、それに伴って町の中も栄えますよと、そういうお話をしました。栄えるどころじゃないんですよ。住民が近くの住民を含めて遠くの方も利用していた同じ系統の店が1年たたない間になくなってしまったんです。これは市の責任ですね。これをどうするか。町の中が活性化するようにあそこをつくったと言うけれども、全然逆のことが起こっているんです。これについては市長のご見解をぜひ聞いておきたいなと思っております。

4番目が決算書の141ページ、説明資料の28ページ、子ども医療費助成事業であります。これは大変いい事業で、高校3年生までということでやっていただいて、事業費用も約2億円ちょっとかかる。大変な事業をやっているわけですがけれども、実は近隣の多古町が大学生までやっているんですね。一般質問のときにお見せしますけれども、多古町は千葉市などの沿線にこんな大きいポスターを貼って、大学生まで無料ですよということをやっているんです。確かにそういう必要は私はあると思うんです。

それから、通院については、市民税所得割課税世帯には300円の自己負担を求めるんですがけれども、これもほとんど取っていない自治体が多くなっているけれども、いまだに続けているから、そんなに進んだ形にはなっていないのではないかと思いますけれども、ご意見を伺いたいと思います。

5番目が決算書179ページ、説明資料の36ページの新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業であります。

これは、県の支援事業にプラスして旭市が地方独立行政法人、旭市が設置主体の中央病院に

1 億円を援助したという中身であります。これについてただ、こんな1 億円出しましたという報告、私はおかしいと思うんです。1 億円出したのであれば、この令和4 年度でもって中央病院が旭市から1 億円いただきまして、それでこういう頃合いの方を受け入れて、県と同時に受け入れてこれぐらいあって、大変よかったという結果を出すのが義務ではないですか。ただ1 億円だけあげましたでは、決算の報告にも何もなっていないですよ。これについてご回答いただきたいと思います。

6 番目が決算書の 207 ページ、説明資料の 39 ページ、新規就農総合支援事業であります。

この事業は、令和3 年度と比較して大変事業が増えております。親元就農チャレンジ支援、新規就農総合支援事業補助、それから新規農業者支援事業補助、転入者農業チャレンジ支援など、3 年度に比して4 年度は 663 万 5,000 円から、いろんな件数も増えておって 1,736 万 7,000 円まで増えました。

それで、こういう事業について一つだけ言っておきたいんですけれども、親元就農という旭市独自のものにプラスして国の支援事業がありますよね。旭市の場合にはこのどちらかを選んでくれという形ですけれども、農業に力を入れた自治体は両方、国のほうを取った方は必ず地元をお願いしますと。地元の方でも条件が厳しいですから、できればお子さんに経営権の一部を譲ってやる形の国のものも向けてくれと、そういう形のものを取っておりますけれども、旭市はどちらかを選んでくれという形なので、これはぜひ改善していただきたいと思いますが、市の見解をお願いいたしたいと思います。

7 番目が、決算書の 213 ページ、説明資料の 43 ページの畜産環境フレッシュ事業です。この問題は、昨年も私、議会で質問したことがあるんですけれども、令和3 年度の報告書では五つの農場の結果が出ております。大変、環境課においても、また農水産課においてもこれは難しい事業で、特に旭市の周辺では、豚の飼育による臭気の問題がいまだに私のところに苦情が来るような状態ですけれども、これについてのぜひ効果を、4 年度の分についてお聞かせいただきたいと思います。

8 番目が、商業活性化推進事業であります。

この事業については、令和3 年度よりも少し事業内容が増えておりますけれども、結局その主な内容がプレミアム商品券の発行事業が主であります。例えば、令和3 年度は 7,200 万円のうち 6,700 万円がプレミアム事業です。それから、令和4 年度は 8,200 万円のうち 6,700 万円、同じ金額ですね。これでは本当に商業活性化推進事業になっているのか、空き店舗活用事業、その他もありますけれども、これらはほとんど動いていないんですね。これは、おひさまテ

ラスとの関わり合いでも、こっちのほうにそれなりのお金をかけていかなければ駄目だから、空き店舗対策も含めたもっと力を入れたものにしなければいけないと思うんだけど、それに対する取り組みはどうだったかお聞かせいただきたいと思います。

それから、9番目が飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業であります。令和3年度が5億6,900万円、令和4年度は4億2,200万円、これが5年度までにトンネルが、いわゆるトンネルのところの、路線の下のトンネルが完成して通行できるということなんです。ここに関わるところに今消防署がつくられていますけれども、この事業が本当に5年度に終わるかどう、これについてはJRとの関わりもあるんでしょうけれども、この見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

10番目が、都市計画総務事務費であります。

決算書の249ページであります。これについては、今年の後半に説明会を行うということに一般質問でもって言ってくれました。それで、この事業についてこういうふうに書いてあります。都市計画区域を市全体に拡大することを視野に見直し業務に着手したと、上位計画で都市計画区域マスタープランと整合を整理し、都市計画運用指針に基づき都市計画区域の指定方針を決定した。つまり、この内容を住民の方に十分周知して、住民がいろんなことを思っている不安の念を解消する必要があると思うんですけれども、これについての、一般質問とも関わりますけれども、いつまでにやろうとしているのかお聞かせいただきたいと思います。

最後の11番目がサッカー場整備事業です。

サッカー場は、令和3年度に2億2,500万円、令和4年度が2億300万円、照明設置工事その他で、ここにサッカー場を造りましたが本当に利用されているのかどうか。このことについて、夜間照明もできたようでありますけれども、どの程度利用されているか、この利用状況、利用団体などをお聞かせください。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き松本源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 私からは、松木議員の（３）の質疑にお答えいたします。

市といたしましても、イオンタウン開業時の記者会見で、イオン旭店は営業を継続する旨を担当役員が表明されていたこともあり、それから僅か半年で閉店判断がなされたことには納得がいかない旨は伝えました。

ですが、今回の閉店の判断が想定できないほどの設備の老朽化によるコストの大幅増によるものであり、市の立場といたしましては、民間企業に大幅なリスクを負わせてまで営業継続を強く要求することはできず、やむなく了承することといたしました。

イオン側には、旭店閉店によって周辺にお住まいの皆さんが買物に困らないようにできる限りの配慮をお願いしたい旨、伝えたところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、私のほうからは（１）決算概要について、決算規模、市債現在高、基金現在高等の推移ということでお答えしたいと思います。

まず、旭市の一般会計の決算規模につきましては、令和元年度まではおおむね 290 億円から 320 億円ほどの規模で推移しておりましたが、令和 2 年度に歳入約 480 億円、歳出約 450 億円と規模が大きく膨らみました。これは、令和元年度の冬に新型コロナウイルス感染症の発生が確認され、その後拡大したことから、令和 2 年度からワクチン接種事業をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策を実施したこと、また、同時期に新庁舎や東総広域の広域ごみ処理施設の建設を進めており、それぞれ令和 2 年度に完成したことなどが、その要因でございます。

そして、令和 3 年度以降は、新型コロナウイルス感染症が本年 5 月に感染症法上の 5 類に移行されるまで、その影響によりイベント等の各種事業の延期、中止などで事業費の減があった一方で、緊急事態宣言などによる外出等の活動制限による経済の低迷に対する各種支援策の実施などにより、決算規模はコロナ禍以前よりは増加していたものの、令和 2 年度をピークに徐々にコロナ禍以前の規模に戻りつつある状況でございます。

続いて、市債の推移のほうですが、一般会計の市債現在高につきましては、令和元年度まではおおむね 270 億円から 280 億円ほどで推移しておりましたが、令和 2 年度には約 308 億円に大きく増加しております。これは、決算規模のところでも申し上げましたが、令和 2 年度は

新庁舎や広域ごみ処理施設の建設がございまして、これに起債を活用したことによるものでございます。

令和３年度以降は、新庁舎や広域ごみ処理施設の完成や旭中央病院アクセス道の完成など、大型建設事業の終了により起債の新規発行額が減少している一方で、償還額につきましては、こうした事業の起債に係る償還が開始されたことから、緩やかながら増加したため、市債現在高は令和２年度をピークに減少傾向にございます。

続きまして、基金現在高の推移でございますが、一般会計の基金現在高につきましては、令和元年度まではおおむね 174 億円ほどで推移しておりましたが、令和２年度には約 160 億円と大きく減しております。これは、新庁舎建設事業における庁舎整備基金の繰入れや多世代交流施設おひさまテラスの整備に係る生涯活躍のまち形成事業における地域振興基金の繰入れなど、令和２年度は施設整備に多くの基金を活用したことによるものでございます。

令和３年度以降は、令和２年度からほぼ横ばいとなっております、基金現在高はおおむね 160 億円で推移してございます。

そして、最後に財政調整基金の関係のお話がございました。令和４年度の減についてというお話でございますが、財政調整基金の現在高につきましては、令和２年度まではおおむね 95 億円で推移しておりましたが、令和３年度には約 92 億円、令和４年度には約 86 億円と徐々に減少しております。これは、今後の公債費負担の見込みにおきまして、令和８年度に市債の償還がピークを迎えることに備えるために、令和３年度以降、これまで財政調整基金に積み立てていた決算剰余金の２分の１を下らない額を減債基金に積み立てたことによるものでございます。

参考までに、財政調整基金と減債基金を合わせた現在高は、令和２年度まではおおむね 100 億円で推移しておりまして、令和３年度以降はおおむね 110 億円で推移しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） （２）広報活動費についてお答えいたします。

広報あさひの各世帯への配布については、毎月２回、新聞折り込みと直接郵送で行っております。先ほど松木議員からもありましたように、発行部数は１万 9,500 部、そのうち各世帯への配布については、新聞折り込みが１万 7,010 部、直接郵送が約 950 部、これらを合計しますと１万 7,960 部となります。この部数を、令和５年４月１日現在の世帯数、２万 7,033 世帯で割り返した数値を配布率と考えた場合に 66.4%となります。

広報紙が届かない世帯への対応ということでどうしたらよいのかというようなお話でした。現在、インターネットの普及に伴い、パソコンやスマートフォンで情報を取得する方が増えております。広報あさひについても、ホームページ上でご覧いただいている方が一定数いると考えております。しかしながら、インターネットを利用できない方、新聞を購読していない方、市内の公共施設などに行くことができない方もいらっしゃいます。この場合には、希望する方に直接郵送することで対応しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子ども医療費助成事業につきまして、多古町など大学生まで拡大している、また、無料という自治体も出ているので、旭市のほうはあまり進んでいないのではないかなというようなご質問でございました。

本市の子ども医療費助成事業につきましては、本年度8月の制度改正によりまして、高校生等の現物給付と入院及び通院の自己負担分に上限が設けられまして、医療費助成の拡大と利便性の向上を図っているところでございます。

令和5年8月現在で子ども医療費助成の対象は中学3年生までとしている自治体が県内では11団体ございます。そのほか、大部分は高校生までとなっている状況でございます。

また、無償化につきましては、県内で自己負担なしとしている市町村が17団体ございます。そのうち4団体につきましては助成対象を中学生までとしているところでございます。

今後も、子育て支援の観点からも先進事例を参考にしながら、助成制度の見直しにつきまして研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、（5）新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業についてのうち、受入れ状況の結果とその結果を示すべきではということについて回答いたします。

まず、本事業ですが、こちらは旭中央病院が新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために確保した病床のうち、空床となった部分に対して支援金を交付するものです。金額につきましては、一般病床について1床1万円、ICU救急病床については1床当たり6万円としております。

令和4年度の受入れ状況、実績になりますけれども、一般病床、確保した病床が1万3,633

床、うち空床となった部分が 6,096 床ということで、支援金が 6,096 万円、I C U 救急病床のうち確保した病床数が 2,171 床、うち空床が 739 床ということで、支援金が 4,434 万円となりました。合計で 1 億円を超えるんですけども、支援金の限度額、上限が 1 億円でありますので 1 億円となっております。

議会への報告ということでございました。今回、議会のほうに報告第 6 号として、中央病院の事業経営状況、令和 4 年度の事業報告書を報告させていただきました。その 120 ページに財源措置の明細が示されておりまして、この支援金についての記載がございます。

なお、事業報告書につきましては、病院のホームページのほうでも公表されております。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、6 項目めの新規就農総合支援事業についてお答えいたします。

この新規就農総合支援事業のうち新規就農総合支援事業補助金、これが国の補助事業になりまして、そのほかは市の単独事業ということになっております。基本的な市の単独補助事業につきましては、国の補助事業の対象とならない農業者を支援するという考えの下で一応制度設計しております。

松木議員のご質問の中で、親元就農チャレンジ支援金と国の支援金、こちらどちらか選択するということのうちうちのほうではアナウンスしているような言い方だったと思うんですが、そういうことではないです。基本的には、農業者は同じなんですけれども、農業形態、対象が違います。親元就農チャレンジ支援金を使える方は、自ら農業をする農業者ではなくて、取りあえず専従者給与という形で親元に就農して農業をちょっと学んでからという、そういう人に対して国の支援がないので、市としてもそういった方に少なからずですが、支援をするという制度設計をしております。

あともう一つは国の補助事業なんですけれども、こちらは大いに自分が事業継承する、それから新しく農業を始めるといっていろんなリスクを負って農業を始めるところで、そこには国の手厚い支援があるということで、だからどちらかを選択するというアナウンスではなくて、その農業者、相談に来られた方について、今どういう形態で農業しますかという中で、親元就農であればこういった支援金使ってくださいと、大いに自分でやりますよということであれば国の補助事業はこういうのがありますよということで、選択させるというよりは、事業形態によってこちらもお勧めする事業が違ってくると、そういう状況になります。

その次の畜産環境フレッシュ事業についてです。本事業は、市内の畜産臭気の軽減というのを目的としまして、自主的に臭気対策に取り組む畜産農家に対し、家畜排せつ物の消臭効果がある飼料等への添加剤、それから臭気の拡散を防ぐ効果のある資材の導入を支援し、畜産経営の継続、安定を図りながら、農場周辺環境の向上に寄与するという考えでいます。

補助率は、飼料添加剤等を導入する場合は3分の2で30万円を上限とし、臭気の拡散を防ぐ資材を導入する場合も同じく3分の2の補助なんですが、上限については150万円としています。

効果につきましては、事業対象を市内全畜産農家ということで広く周知したことで、取り組む農家が徐々にではありますが増加してきており、導入後に苦情が減ったという生産者の声もあるなど、臭気拡散防止に関する自主的な取り組みの促進につなげることができているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、商工観光課からは（8）商業活性化推進事業についてお答え申し上げます。

プレミアム付き旭市共通商品券発行事業が主ということで、それ以外では、これだけでは商業活性化につながらないのではというご質問でございました。ということで、それ以外の商業活性化推進事業についての内容、効果等についてお答え申し上げたいと思います。

まず、空き店舗の活用事業、こちらにつきましては、市内の空き店舗の利活用促進を通じて商業振興活性化を図り、地域経済の発展と創業支援を目的として、改装費や賃借料を補助する事業でございます。当初は、対象地域を中心市街地、対象者を商業団体等に限定していましたが、改正を経まして現在は市全域に対象地域を拡大し、改装費と賃借料の補助も併用可能というふうにしております。

申請状況でございますが、令和3年度の状況では、まず賃借料のみが4件、賃借と改装の併用が2件で合計6件だったんですが、令和4年度は賃借料の補助が5件と、改装費と賃借料の補助の併用が11件ということで、合計16件というふうに大幅な伸びがございました。事業の目的である市内の空き店舗の利活用が進むとともに、創業・起業の後押しにもつながり、活性化に結びついているのではというふうに考えております。

続いて、既存商店街等への支援といたしましては、これもずっと継続して続いているところなんですが、商店街等活性化事業ということで、各地域の商店会等が独自の取り組み、例え

ば歳末セール等の取り組みに対して助成する事業を行っておりまして、4年度につきましては二つの商店会のほうで実施をいたしました。

また、商店街等の施設及び景観整備事業ということで、こちらのほうは消費者の利便性に配慮した駐車場の確保に対する助成を令和4年度行いまして、これも継続的なんですけど、三つの商店会の駐車場借り上げ助成を行いました。これらは商店街における集客力向上に向けた活動を支援する事業でございまして、利便性の維持向上、顧客サービスの充実、地域に密着した商業の展開を図る支援を続けることで、商業振興、地域コミュニティの形成に寄与しているというふうに考えております。

また、もっとほかのいろんなものに、商業振興策というものにお金をかけていってはどういうような趣旨のご質問でございましたが、こちらにつきましては、今後も商工会のほうと連携しまして、地元商工業者の皆さんとも情報交換をしながら、社会情勢の変化に応じた取り組み、新たな商業活性化の取り組みについても調査研究を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課からは、（9）飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業についての完成見通しについてご回答いたします。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の完成時期につきましては、現在JR東日本へ委託している鉄道横断工事が順調に進捗し、令和5年度の引渡しを予定しております。鉄道横断工事の完了後、道路部分の工事に着手し、路線全体としましては令和6年度の完成を予定しておりますが、一部で用地取得が難航している箇所がございますので、引き続きご理解いただけるよう交渉を継続してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、都市整備課からは（10）都市計画の見直しに伴う地元説明会の具体的な日程はという質問について回答します。

説明会の日程ですが、現在、本年の12月に議員の皆様にご説明できるように準備、業務を進めているところでございます。市民の皆様への説明はその後、年明けになると思いますが、そこから複数回開催していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 体育振興課からは、（11）サッカー場整備事業について、照明も整備されたが利用されているのか、利用状況、それからどのような団体が利用しているのかというご質問でした。

令和4年度にオープンしたサッカー場の利用者数は、4月26日から5月31日までのプレオープンの無料期間を含めまして1万3,924人です。このうち10月からの照明設備設置による夜間利用者数は1,854人で、より一層のスポーツの交流、それからスポーツの振興が図られたものと考えております。また、夜間の利用であったり、休日の利用も含め、多くの利用をさせていただいております。

それから、利用団体についてなんですけれども、地元のスポーツ少年団や市内外のサッカークラブ、クラブチームですね、それから中学生のサッカー部、高校生のサッカー部、地元の認定NPO法人、それから地元のサッカー協会、そのほかにも各種のサッカー大会等が開催されております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木議員の（3）に対し答弁漏れがございます。答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 失礼しました。それでは、（3）生涯活躍のまち形成事業の中で、まず商標登録の関係で商標登録委託料はということがございました。こちらにつきましては、おひさまテラスのロゴ、丸が二つ重なったようなマークなんですけれども、この商標登録するための委託料になっております。

あと、効果になります。まずおひさまテラスの設置目的ですけれども、こちらは子どもを中心とした多世代の交流を促進し、互いに触発し合う空間を提供することと定めており、開設初年度である令和4年度はトライアル期、この施設の使い方、楽しみ方を知ってもらうこと、こちらを中心に活動してきました。

この施設は、これまでの子育て世代向けアンケートなどで、雨の日でも子どもたちが思い切り遊べる施設が市内に欲しいという声をかなえるものであるとともに、満遍なく幅広い世代の方々にご利用いただいたことで、ここをきっかけに新たな趣味やチャレンジを始めた方など、新しいコミュニティが生まれ始めております。このことから、施設目的の達成に向けて一定の下地づくりが果たせたものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 利用者数についても。

答えましたか、おひさまテラスの利用者数。

○企画政策課長（柴 栄男） 聞かれていなかったと思うんですけども。

○議長（木内欽市） これ要旨に書いてあります。

○企画政策課長（柴 栄男） では、利用者数になります。令和4年4月23日の開館日から令和5年3月31日までの来館者数になりますが、こちらは25万3,772人です。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、お答えいただいた点で幾つかの点について再度聞きたいことがありますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目の決算の概況の問題ですけども、財政調整基金が85億円になったのは、結果としてこれから起債残がいっぱいあって返すのに減債基金に積み立てるからだということなんですけども、その証拠となるものを数字的にお示しいただきたいと思うんです。

私はどうもそうではないのではないかと、ここの最後の説明書の中に、令和4年度は基金合計が160億5,000万円となっていますね。その中で財政調整基金が85億9,000万円、減債基金が24億円、特定目的基金が50億円となっているんです。ここを見ていくと、確かに50億円の庁舎を建てましたから、またいろんな事業が、今、建て替えなどでやっていますけれども、これはあまりにも差があり過ぎます。これちゃんと分かるように数字的に説明してください。説明資料の10ページのところです。

つまり、全体で178億7,594万6,000円のうち85億円を財政調整基金に入れているんですけども、本当にそうなのか、どういう減債基金の支払いの状況があるのかということをちゃんと教えてくれなければ信用できない。

次に、同じところで、令和元年、令和2年、令和3年までは、今ここに決算カードを持っています。財政力指数、その他については、監査委員のこの資料が大変私はよくできていると思っています。足りないところもありますけれども、大変いい資料になっています。ほかの水道企業なんかでは、私たちが気づかないところまで計算してくれています。

そこで、令和4年の財政指標、これをちょっと分かる範囲で教えていただきたいと。もう速報値は出ていると思うんですよ。それで、財政指標、財政力指数、これが少しずつ下がっている。実質収支指数、これも下がっている。経常収支比率、これはほぼ横ばい。それから積立金ですね。ここら辺が、旭市が資金の上下はあってもどの方向に今向かっているかということを示す財政指数なんですよ。ここのところをもし財政課で分かれば、速報値でもいいで

すからお聞かせいただきたいと思います。

次に、一番最初に市長がご答弁いただいたので、私市長のご答弁に反論するわけではないけれども、今後の政策についてちょっと聞きたいんですけれども、やはり大変大きな影響を、サンモールがなくなって及ぼしています。私は、サンモールの建物を持っている企業がどういうご助力をしているか私は知りませんが、あそこを利用して、さらに私なんかいろんな施設まだ利用しているんです。それから、映画館もかなりまだ利用している、当然ですね、あれがなくなったらおしまいでしょうけれども。そういう中から、何とかあそこがもう一度住民の必要なものを取得できることを市が援助してでもやっていただきたい、これはやっぱりおひさまテラスを市の事業としてつくった自治体としては責任があると思うんですよ、私は。町の中の中心が、結局中央病院の東側に移ればいいというものではないんですね。

それから、後でお話します商業活性化推進事業についても、ここら辺をもう少し考えなきゃいけない。

ユーチューブで最近旭市が大変取り上げられているんです、旭市というところが。何という説明があるかという、昔栄えた、駅を中心は昔栄えたらしい町が残っているけれども、今はほとんど栄えていないと。ところが、126 号のロードサイドには全国のいろんな支店が来ている、こういう町になっていると言われちゃっているんですよ。見たことありますか、市長。ないでしょう、ユーチューブの旭市を。いっぱい出てきます、旭市というところが、最近有名になっただけで。

そういうことを考えると、生涯活躍のまちをつくった自治体は自分の自治体全体のことを考えて、中心街、それからロードサイド、そういうところもどうしたら活性化していくか。

これからますます、銚子連絡道ができて、それでもってまた車の流れが変われば町の中心が移動していくということになるでしょう。そういうところの次の施策をぜひ進めていただきたいということを市長にお願いして、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

4 番目については、最近の事情はよく分かりました。大変いろいろと工夫されているようでありがとうございました。よろしくお願いします。

それから、5 番目のところですが、そういうようなことであれば、この報告に、やっぱりそういうような病院の報告では出ているのであれば、それを引用してでも、1 億円やりましたよじゃなくて、概略こういうことで使って使われたようですというのを、中央病院の報告を転用してでも載つけるというのが、やっぱりこういう説明資料としての使い方ではな

いでしょうか。1億円だけあげましたよというだけでは、やっぱり私は済まないのではないかと思います。

それから、6番目ですね。これについては大変ありがとうございます。大変この事業に期待を持っている方もいらっしゃるわけで、このところこの事業が大変増えてきているんですね。これはとても大事なことであり、旭市の農業からいっても貴重な問題だと思います。ですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、7番目の畜産の問題ですけれども、もう少し詳しい報告が欲しかったですね。令和3年度はどういうところにどのぐらいやったかということを私もらったんですよ。大変なかなかい。こういうものでやっぱりやっていくのと、それからもう少し事業者の方にプッシュする形で、ほかから来た方が旭市に来ると豚の臭いがすると言われてしまうんですよ。私なんかも江ヶ崎に住んでいたときからそうですね。ですから、そこら辺のところをぜひ、これはどういうふうな形でもってやったかということを、できれば中でもって出していきたい、令和3年度は畜産環境フレッシュ事業実証実験結果報告ということで、元年からやってきた4件のうちの結果とかそういうことを報告いただいていますので、大変ありがたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

それから、8番目の商業活性化推進事業です。大変中身が最近いろいろ増えてきて、いろんなことをやられているのでありがたいと思っているんですけども、ただ、先ほど市長のご回答に対するところで言いましたように、町の中心もありますけれども、そのところをこれからもっとどうするかというビジョンを私たちに示していただきたいなと思うんですけども、そこら辺のところはどうでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、9番目のところですが、ここで言うのはなんですけれども、令和5年度末には終わって、6年度からはあのトンネルが使えるようになって工事が始まる、そして、消防署が出来上がるのが恐らく6年度中ではないかと私は思うんですよ。今から始めて、7年度になるかもしれない。7年度に消防署が始まったときに未買収地が取得できて道路工事が始まらないと、前に言ったように細い道を消防車が通らなければならなくなる。そういうときに今、迫られているわけです、ここ一、二年ですよ、どうするか。

これはやはり地主の考えがいろいろあるようなんですよ。私、あの近くに住んでいる方に何軒か聞いたんですけども、それを100%受け入れなければ駄目だと思いませんけれども、そういう、どうも一緒にできる、同意できるようなことがあるようなのでぜひ推し進めて、6年度の最後になるか7年度初めになるか、消防署が開署するまでにぜひ完成していただきたい

ということをお願いしたいと思います。

それから、都市計画総務事務費のところですけども、これは結果が出てくるのはいつになるわけですか。それに基づいてなんですから、今年の 12 月というか後半、今頃にはもう結果は出てくるんですか。その委託した事業のことが、結果が出れば説明会を開いて始めるということなんですか。そこのところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

サッカー場の問題については分かりました。ただ、利用者が多いようですけども、私はこれだけのお金かかかって造るものであったのかということについては、また決算の討論なんかで言いたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午後 1 時 0 分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、午前中、松木議員のほうより基金の関係でご質疑がありまして、まず、公債費負担が増えていくから減債基金に積み立てるというその根拠というお話でございました。

まず、毎年の市債の償還額につきましては、令和元年が 28 億 6,000 万円ほど、令和 2 年度が 29 億 4,000 万円ほど、令和 3 年度が 31 億 2,000 万円ほど、令和 4 年度が 30 億 4,000 万円ほどと、こちら各大型事業をはじめとした建設事業債の償還などにより徐々に増えてきているところでございます。

そして、令和 8 年度が償還のピークとの見込みをお話ししましたが、それは令和 2 年度に借り入れしました大規模事業でございます新庁舎建設、また、広域ごみ処理施設建設に係る起債の償還、こちらが約 1 億 6,000 万円が令和 8 年度から始まるということで、その償還見込額が約 35 億円ということになるためでございます。そのために、令和 3 年度、令和 4 年度と、地方財政法に基づきまして剰余金の 2 分の 1 を減債基金に積み立てているというところでご

ざいます。

また、国のほうからも、各地方公共団体においては地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、減債基金については計画的に積み立てるようとの、そういう指導もあることから積み立てているところでございます。

また、もう一つのご質疑のほうだったんですが、決算カードのほうの財政指標ということで令和4年度の決算カード、こちらのほうはまた後日お配りさせていただきますが、今そちらの数値のほう、令和4年度分を申し上げます。まず、財政力指数が 0.49 です。実質収支比率が 7.4%です。経常収支比率が 92.2%です。健全化判断比率のほうも申し上げますと、実質公債費比率で 9.5%、将来負担比率でこちらはなしということでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、（3）についてお答えします。質問のほうですが、サンモールについて市が援助できないかという内容だったかと思います。

こちらにつきましては、生涯活躍のまち形成事業の決算の認定についてでございますので、こちらの回答のほうは差し控えさせていただきたいと思います。

続きまして、（5）になります。先ほどの空床確保支援事業について、その実績の報告の仕方についてということでございました。

先ほど報告事項で議会のほうの報告と、あと病院のほうのホームページに掲載してあるというお話をしましたが、今回お配りしてございます旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料、こちらの 36 ページのほうでも事業概要、また、実績のほうを載せてございますのでご覧いただければと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、（8）商業活性化推進事業について今後のビジョンがあればお聞かせ願いたいというご質問でございました。

商業活性化の今後のビジョンでございますが、具体的なものはございませんが、現在は中心の商店街や幹線道路沿いのロードサイドショップといった様々な形態の商店が、区別なく市域地域全体に商業エリアとして広がっている状況でございます。こういった環境の変化も踏まえつつ、先ほどもお答えしましたが、空き店舗活用事業補助金などを活用して市内に新たに商売を始める方々を、商工会と連携してしっかりとサポートしていくことで、新たな商業

の担い手というものを育成していったり、既存の商店街、商店等につきましても、現状の支援を行いつつも、商工会や商工業の事業者の皆様と連携、情報交換しながら、新たな振興策、これはハードに限らず、例えばデジタル活用のようなソフト施策というものを含めまして、広く研究してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、（10）について回答いたします。都市計画の変更案が出来上がったのかというご質問だったと思います。

それでは、まず現在の状況から簡単にご説明いたします。昨年度から実施いたしました都市計画見直し業務、こちらについては都市計画区域拡大というのを念頭に置きまして、市域の一体性、日常生活圏であるとか地形的な要因、交通状況、経済的な問題、あと社会的、そういったものを含めまして調査を行ってまいりました。本年度になりまして、それらの調査を基に市域の一体性の確認と、あと、都市施設、用途地域、そういったものを市の考えを取り入れた中で素案という形で取りまとめているところでございます。

この素案に対する説明会となりまして、この説明会は法定の説明会ではございません。ただし、素案に対する意見を広く伺うということと、あと、建築に関するルールが、市民にこれは影響があることなので、そちらについてやはり説明する必要があるということで実施するものでございます。

業務としましては本年度で終わりではなく、来年度の法手続きやさらなる関係機関協議、さらなる指定道路調査、そういったものをやりまして、令和8年度の都市計画区域の変更、今目指しているんですが、それを目標にあと2年間は業務を継続して行っていく予定です。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 9項目、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業に関してなんですけれども、未買収地の件につきまして令和6年度完成に向けて引き続き協議していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 大変いろいろご答弁ありがとうございました。

1点だけ財政課長にちょっとお願いというか疑問を呈しておきたいんですけども、減債基金の問題で令和8年に35億円ということですね。その準備のために、結局減債基金を、これ

から5、6、7、3年間積み増していくためにこのような、今お配りしていますね。これね。こういうような形でもって減債基金をどこまで増やせば令和8年度に対応できるのか。減債基金が令和8年度、ないしは令和7年度までに35億円程度に増やしていくという見通しでもって積み立てていくのか。その点だけお聞かせいただきたいと思います。

決算カードはまた後で頂いた上でもって、今後の参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 減債基金につきまして、令和8年度まで35億円に向けてということかということでございますが、今現在ではその減債基金のほうにつきましては、どれだけ積みむかというのは、今、市として明確な基準等は持っておりませんが、今後、また今年度、来年度と決算ごとの決算剰余金の額を見ながら決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 以上で松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、永井孝佳議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○7番（永井孝佳） よろしくお願いいいたします。議案第1号について3点質疑させていただきます。

（1）、2ページ、森林環境譲与税の使い道をお伺いいたします。

こちら780万円とそんなに大きな金額ではないんですけれども、令和6年度から森林環境税として住民税均等割と併せて1人年額1,000円ずつが徴収されるということで、どんなふうに使われるのかをお伺いしたいと思います。

（2）、42ページ、ふるさと応援寄附金が1億1,900万円くらいだったんですけれども、あまり増えなかった理由をお伺いいたします。全国的には総額が増えているんですけれども、当市はあまり増えなかったということで、その理由をお伺いできればと思います。

（3）、242ページ、こちらは道路新設改良費の不用額の要因をお伺いいたします。先ほどの戸村議員の質疑とかぶるんですけれども、一番不用額が多かった土木費の中から道路新設改良費、予算額が24億7,000万円くらいに対して5億9,000万円くらい不用額が出ているので、こちらの要因をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、（１）の森林環境譲与税の使い道ということでお答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づきまして、間伐材等の森林の整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされております。

令和４年度における森林環境譲与税の歳入決算額は 780 万 8,000 円で、海岸保安林植栽工事等に 447 万 4,800 円、千葉県森林クラウドサービス利用料に 8 万 2,500 円、千葉県森林経営管理協議会会費に 8 万 9,000 円、それとあと旭市森林環境整備基金に積み立てました金額が 316 万 1,700 円、以上を充当しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 増えなかったということで、これ昨年の実績と比較してということとでよろしい……、予算と比較して……。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 分かりました。失礼しました。

先ほど議員もおっしゃっていましたが、令和４年度ふるさと応援寄附金ですが、総額 1 億 1,918 万 4,403 円となりました。内訳としては、個人からは 1 億 1,696 万 4,000 円。また、法人等、個人以外の団体からが 222 万 403 円を頂戴いたしました。昨年の実績と比較いたしますと、1,356 万 4,807 円増えておるんですけれども、こちらにつきましては、他が伸びたことということもあるんですが、旭市、微増ではあったんですが、引き続き今まで寄附を頂いている方については繰り返しやっていたいただいているのかなと。新たな部分が伸びなかったのかなという部分がありますので、その辺につきましては、また引き続き事業者から魅力的な返礼品を提供いただいて、旭市の魅力を積極的に発信していければなと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 道路新設改良費の不用額の要因について回答いたします。主な要因について回答いたします。242 ページの 12 節委託料の不用額 4,542 万 1,657 円の主な要因は、入札差金によるものです。

続きまして、244 ページ、14 節工事請負費の不用額 4 億 1,297 万 4,800 円の主な要因は、設計の見直しが必要になったこと、施工ヤードの借地の調整に時間を要したこと、警察などの関係機関との協議に不測の日数を要したことなどにより、工事に着手できなかったものです。

同じく 244 ページ、16 節公有財産購入費 7,366 万 4,206 円及び 21 節補償補填及び賠償金 5,591 万 3,801 円の主な要因は、用地交渉が難航したことによるものです。

以上になります。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7 番（永井孝佳） ありがとうございます。では、再質問、一部させていただきたいと思います。

森林環境譲与税の使い道を教えていただいたんですけれども、今年は海岸の林に使ったりされたみたいなんですけれども、結構積み立てている部分もあると思います。これからさらに森林に関して使っていくご予定とかはあるんでしょうか。

（2）のほうなんですけれども、微増だったんですけれども、ほかのサイトとかを見ると、ほかの市は 3 割以上の返礼品を出しているような雰囲気があるんですよね。3 割と決められているんですけれども、例えば豚肉なんかだと旭市だと、1 万円で 800 グラムとかなのに、ほかの市だと 2 キロとか出していたりするんですけれども、その辺というのは何か原因とかあるんでしょうか。もしあれば教えていただきたいです。

（3）のほうなんですけれども、これやはり戸村議員の質疑とかぶってしまうんですけれども、入札とか企業努力とか、あとは何らかの理由で着工できなかったとかあるんですけれども、二十何%不用額が出てしまうというのは、ちょっと見積りが甘い部分もあるのかなと思ってしまいますけれども、これを例えば 10%減らせれば、2 億ウン千万円というお金がさらにほかの予算に回せるのかなと。戸村議員と全く同じなんですけれども、それについてちょっとご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、森林環境譲与税のこれからの使い道はどんなものがあるかということでございますが、今年度のお話、令和 5 年度で申し上げさせていただきますと、森林環境整備基金を活用しまして、海岸保安林の、こちらは昨年度と同じような植栽事業や、中央小学校へ設置する木製の靴箱、こちらを製作するための費用に充当することを予定しております。

今後も、制度の趣旨に沿った事業に活用しまして、木材の利用促進及び普及啓発を図るとともに、また、使途については市のホームページなどにも掲載していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、返礼品が寄附額の3割を超えているようなものがあるのではないかなというようにお話でした。

議員確かにおっしゃるとおり、同じ豚肉でも、こちらでは500グラム、でもこちらでは1キログラムというケースがあります。当然、寄附をされる方は、町への思いがあって寄附をするんですけれども、やはり返礼品としては、そういった量が多いほうの返礼品に目を奪われて、そちらに寄附をしてしまうというケースが実際多いと思います。旭市の場合も、なるべく業者の方には、よそでこれだけの量があるのでできませんかねという話を聞くと、こちらではその量は難しいですよという話をされます。ということで、実際、じゃ、それだけ多くの量を出している業者は大丈夫なのかという話になると思うんですけれども、実際はそれでできているというふうな理解をしています。

あくまでも寄附額の3割以内で返礼品はやるというのを国から示しておりますので、そこは事業者が努力しているのがあると思いますが、あくまでも寄附内でやっているんだろうなと。ただ、そこに量を増やすというのは事業者にとってはやはり大変なことなんだろうなというふうには思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 見積りが甘いのではないかなということでした。なかなか工事、いろいろな要因で工事ができなくなってしまうことが多いのでございますが、来年度当初予算以降、精査して縮減に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） （1）、ありがとうございました。小さい額なんですけれども、効果的な利用をお願いしたいと思います。

（2）のふるさと納税の件なんですけれども、基本的には3割というのは決まっていると思うんですよね。それを超えるとたしか外されてしまうような事例もあったと思います。あるところだと、補助金なんかを使って調達額を下げているような自治体もあるとお聞きしまし

た。今は結構、還元率みたいのがサイトに載ってまして、本来ですと 30%のはずのものが 100%とか、中には 190%なんて還元率のところがあるんですね。ですので、この還元率を上げるような地場産品の使い方とか方法を考えていただかないと、これからふるさと納税が増えていかないのではないかなと思います。その点についてちょっとご見解をお願いいたします。

あと（３）のほうですね。こちらよく分かりました。これからも今までと同じように厳密な見積りをお願いいたしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 還元率を上げるような取り組みということでした。実際、今、旭市ではそういった取り組みはございませんので、そういったことを取り組んでいる先進地などを調べさせていただいて、ちょっと考えたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○５番（伊場哲也） 議案第１号、令和４年度旭市一般会計決算の認定について、２点質疑させていただきます。

１点目でございますけれども、決算書の 207 ページの備考欄 6 に、こだわり旭ブランド創出支援事業。18 負担金補助及び交付金として 22 万 2,000 円の使途の記載がございますけれども、使途の内容につきましてお伺いしたいというふうに思います。

２点目でございますけれども、決算書の 297 ページの備考欄 1、中学校教育振興費の 18 に記載されておりますように、実用英語技能検定料補助金として 126 万 9,000 円の使途が記載されておりますけれども、その内容につきましてお伺いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、１点目、こだわり旭ブランド創出支援事業の内容についてお答えいたします。

この事業は、せんば牛ブランド、牛肉になります。その普及拡大を図るためPR用ウインドブレーカーを30着作製したと、そこに補助をしたというところになります。東京食肉市場など流通業者、販売店へのPRや、各地域でのイベントなどで着用することで、ブランドの販売促進のための情報発信、PRに資するものと考えております。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課から（2）のP297の実用英語技能検定料補助金についてお答えいたします。

この実用英語技能検定料補助金126万9,000円は、市内の中学校に在籍する生徒の英語力と学習意欲向上を図るため、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定3級の検定料4,700円全額を補助申請のあった270人の生徒に対し補助したものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） それでは、1点目のこだわり旭ブランド創出支援事業につきまして再質疑させていただきますけれども、たしか以前お聞きしたときに、この支援事業なんですけれども、まずは基本的に申請のあった事業者に向こう3年支援されるという事業で、かかった経費の、上限は50万円ですか、その2分の1を市のほうで補助するというような話をお聞きしているんですけれども、今回の22万2,000円につきましては、それこそ令和4年度の1年目に支援したのか、何年目に支援した金額なのかお教えいただけますか。

（2）の英検に関する補助金の再質疑でございますけれども、たしか令和4年度の年度初めの予算に実用英語技能検定試験の補助金として、210万円ほどの予算を計上されていたのではないかなと記憶しているのですけれども、そうしますと結論的に80万円ほどの不用額が出たしまったということになるんですけれども、その点についてどうお思いになりますかということについてお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

今回のせんば牛ブランドですけれども、これはこのブランドにつきましては昨年に続き2年度目になります。昨年度につきましては、パンフレットの作成ということで支援しております。今回はこの牛肉については2年目ということになります。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） （２）ですが、予算額のほうで 210 万円予算計上していたと。決算としては 126 万 9,000 円ということで不用額が生じているということでございます。予算計上した段階では、一応人数を、受験者数を 437 人と想定しておりました。これは、中学校全体の生徒数の 2 割程度が 1 回受けて、4 年度から 2 回受験できるように改正しましたので、それで 1 回受けて半分以上が合格して、そのうち 8 割ぐらいがもう一度受験するんじゃないかという想定で 437 人という計算をしたんですが、実際は 270 人でした。これは、2 回目があったよりというか、だいたい 3 年生が受験するのが多いんですが、年 3 回英検ございますが、例えば 2 回目に受験して一度落ちたからといって 3 回目受験しようとする、ちょっと高校受験の時期に重なりますので、受験者数というのは 3 年生は 3 回目かなり少なくなります。そういったことがありますので、今年度は 2 年目ですので、昨年 2 年生のときに受験した方が今年度 3 年生で、2 年生で受験して落ちた方がもう一度チャレンジするということにつながるのかなと思っております。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5 番（伊場哲也） 1 点目のこだわり旭ブランド創出支援事業につきまして、再々質問ですね。これもたしか年度初めに 100 万円ほど予算計上されていたかと思うんですね。2 年目の支援金の支出というお話がありましたけれども、やはり途中で予算がこれ余るなということが予測ついたのではないかなというふうに思うんですけれども、仮に予算が余っても、市のほうから積極的に、どうですか、ブランド化のために支援金をお使いになりませんかというふうにアプローチするようなことはないわけでしょうか。伺います。

2 点目の英検につきまして、これも同じように予算が途中でいわゆる余ることが受験者数から分かったのではないかなというふうに思うんですけれども、そうしますと、やはり支援の在り方が、英検に対して 3 級というふうに、しかも 4 年度から 2 回と限定しているからそういうことになったのではないかなと。現実問題ね。いわゆる受験生対象 3 級と、国のほうの目指している考え方が、中学校卒業するまでには英語検定 3 級程度の能力を身につけてほしいといったところがスタートラインになっているわけですが、市のほうの支援、補助の在り方として、3 級だけでなく 4 級ですとか 5 級を受験する、実際そういう生徒もおりますもので、基本的には 3 級の受験生に対して 2 回まで中学校 3 年間に補助、支援するんだけれども、今後の在り方として 3 級だけではなくて 4 級、5 級というような考えもあるのではないかなというふうに思うのですけれども、市のほうの対応としてはそういう考えはお持ちにならなかったのでしょうか。お尋ねいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 予算が残がありそうだなといったときにアナウンスできるかということなのですが、基本的にはホームページ、広報などでもお知らせして、要は上限 50 万円ということなので、年間 2 件ぐらいの予算というところで見えています。この辺、どのタイミングで事業者が申請してくるかにもよるんですけども、今まで、ほかの事業もそうですけれども、予算が余りそうなのでとなかなかアナウンスというのはちょっと難しい状況になります。ただ、農業者についても、ブランド化どうですかといってもすぐには用意できないと思います。それなりにやっぱり下準備をした中で、そろそろ、じゃ、これを PR ということになって申し込んでくるのかなと思います。

ちょっと周知が足りないと言われてしまえば、それなんですけれども、広報などで引き続き周知していきたいと思いますし、補助事業についてはかなりストライクゾーンを広めに設定してありますので、そういったことをやりたいということであれば市のほうにご相談していただいて、ストライクゾーンから外れそうであれば、こういう投げ方すればストライクに入るんじゃないですかとか、そういったご相談には乗れるのかなと思いますので、もしお近くでこの事業を活用したいということがありましたら、議員の皆様もどんどん PR していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、（2）のほうですが、やはり予算が途中で残ることがあれば、ほかに支援できなかったのかということ、あと、4 級、5 級に拡充できないかということでございます。

これにつきましては、英検が年 3 回ありますので、3 回目が 1 月ということもありますので、年の途中で足りなくなるというか余るというのは予測が難しい部分はあるかと思います。

それと、3 級限定ということなのですが、議員おっしゃるように、中学卒業程度が 3 級で、国のほうでは 3 級相当を中学生で 50%、あるいは 60%という目標も立てているようでございます。ですので、原則として 3 級がベースになるのかなと思うんですが、昨年度から 3 級を 1 人年 2 回受験できるようにしたということと、これまでの受験者数の推移などを踏まえまして、4 級、5 級、あるいは準 2 級とかチャレンジする方もいるかと思いますので、そういったところも今後検討していきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 農水産課長、周知が足りていないということではなくて、私自身の一般質問との関係で質疑させていただきました。ご了解願います。

どうもありがとうございました。以上で質疑を終わりにしたいと思います。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 松木源太郎です。議案第2号についてお聞かせください。

決算書の367ページないしは369ページであります。令和4年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定についてでありまして、当初5億5,000万円を予定しておりました病院債について、4億5,000万円に減額されて1億円の不用額が出たわけでありますけれども、それでお伺いいたします。昨年も聞いたのですが、この4億5,000万円がどのような医療機器に使われたか。この点について詳細をお聞かせください。できれば、こういうものは説明書などというものに使われたということについて文書でもってご説明いただくのがありがたいんですけれども、今後そのようにしていただけるかも含めてご回答ください。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） お答えします。

病院事業債、今回対象となりますのは16種類の医療機器、こちらの更新となります。医療機器の主なものですが、物体の断面画像を得るためのCT装置、また、透析液を調整して複数台の透析用監視装置に供給するための多人数用透析液供給装置、また、心臓カテーテル検査・治療において心電図等をモニタリングするための臨床用ポリグラフなどとなっております。明細についての提示につきましては、ちょっと検討させていただければと思います。

以上です。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） これらの詳細のやつを提示してもらいたいということなんですが、これはちょっと検討させていただければと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 昨年もこの決算審査終わった後に頂きました。ですから、そういうものについてはこういうものということで簡単でいいですから、何種類、医療機器を購入したんだということについて決算ごとに提示していただくのがいいのではないかと思います。

というのは、やはり5億円、4億円というお金が毎年市のほうから出ていくわけですから、そのために使ったお金についてはきちんと具体的な報告を毎会計年度ごとにしていただきたいということをお願いしたいんですけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 松木議員の質疑にお答えいたします。その明細の提示につきましては、前向きに検討させていただきます。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） ありがとうございます。そういう形でもって旭市が設置する独立行政法人国保旭中央病院、これはやはり私たちが中期計画などについて議論するわけですから、そういう面でも文書でもって毎回決算ごとに提示していただきますようお願いしたいと思います。

これで終わります。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） 議案第3号です。議案第3号の質疑に関しましても1号の一般会計の決算の質疑と同じく、正直者がばかを見るようなそんな、いわゆる税とかこういう保険料とかそういうものに関して公平性、それが保たれているような、そういう決算内容になっている

かどうかをチェックしたいと思ひまして、質疑させていただきます。

(1) です。377 ページ、事業勘定の歳入について不納欠損額の推移と分析結果、こちらも一般会計と同じですね。お願いいたします。

(2)、同じく 377 ページ、予算現額と収入済額との比較。こちらが 6 億 2,560 万 9,315 円。この減になっている理由ですね。お願いします。

(3)、379 ページです。歳出のほうですね。歳出のほうでは不用額、こちらまた不用額にちょっとこだわりたいんですが、9 億 7,388 万 4,760 円。これに対する評価のほう、お願いいたします。

(4)、383 ページ、施設勘定の歳入についてです。予算現額と収入済額との比較、こちらが 656 万 4,445 円。この減になっております、こちらの理由をお願いいたします。

(5) です。385 ページ、歳出のほうです。不用額 1,850 万 116 円に対する評価ですね。お願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、(1)、P 377、事業勘定の歳入について不納欠損額の推移と分析結果につきましてお答えいたします。

まず、国民健康保険税の不納欠損額の推移として、平成 30 年度から令和 4 年度までの直近 5 年間の推移について申し上げます。

平成 30 年度の国民健康保険税不納欠損額は 1 億 519 万 8,166 円で、前年度比 1 億 154 万 5,958 円の減、令和元年度は 1 億 2,352 万 3,702 円で、前年度比 1,832 万 5,536 円の増、令和 2 年度は 6,765 万 621 円で、前年度比 5,587 万 3,081 円の減、令和 3 年度は 2,996 万 2,437 円で、前年度比 3,768 万 8,184 円の減、令和 4 年度は 1,092 万 3,621 円で、前年度比 1,903 万 8,816 円の減となっております。

令和 4 年度の国民健康保険税の不納欠損額が減となった理由につきましては、毎年、滞納整理を着実に進めてきた結果でありまして、不納欠損処理を行う対象となる滞納額自体が減少していることもございます。

いずれにしても、不納欠損につきましては、徹底した財産調査に併せて来庁指導や臨戸による本人との面談、場合によりましては搜索などを実施して、生活状況を確認した上で最終的な判断を行っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 保険年金課からは、議案第3号、令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定のうち、（2）から（5）について回答させていただきます。

まず、（2）、377 ページ、予算現額と収入済額との比較、6億2,560万9,315円の減の理由でございますが、減となった主な要因としましては、5款1項県交付金と7款2項基金繰入金の減によるものでございます。

県交付金につきましては、予算現額64億5,330万3,000円に対しまして収入済額55億5,145万1,638円で、9億185万1,362円の減となりました。減の要因は、保険給付費等普通交付金が減となったため、交付金と連動しています歳出の保険給付費が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

基金繰入金につきましては、予算現額1億8,000万円に対しまして、収入済額1億5,000万円で3,000万円の減となっております。減の要因は、国保税の収納率の向上によりまして、歳出の財源確保ができたことから繰入金を低く抑えたことによるものでございます。

続きまして、（3）、379 ページ、歳出について不用額9億7,388万4,760円に対する評価結果ということでございますが、歳出の不用額のうち主なものは2款保険給付費によるもので、予算現額63億5,141万1,000円に対しまして、支出済額54億2,111万412円で、不用額が9億3,030万588円となりました。

なお、保険給付費につきましては、県の示す算定に従いまして行っております。

算定の方法としましては、過去の実績や被保険者数の動向等を踏まえて行っております。

不用額の要因としましては、一人当たりの医療費が年々増加傾向にあることから、療養給付費では、一人当たり費用を当初30万4,537円と見込みましたが、決算では25万6,103円となっております。また、高額療養費では、当初一人当たり4万5,188円と見込みましたが、決算では3万9,643円となったことによるものでございます。

医療費は、感染症や社会情勢等によりまして振幅が大きく算定が難しいことから、また一方で、不測の事態に対しまして早急に支払いをしなければならないため、結果、不用額が生じたものと判断しております。

続きまして、（4）、383 ページ、施設勘定の歳入について、予算現額と収入済額との比較656万4,445円の減の理由でございます。減の主な要因は、1款1項外来収入と4款2項基金繰入金の減によるものでございます。

外来収入は、予算現額5,074万1,000円に対しまして、収入済額5,035万8,352円で、38万

2,648 円の減となりました。主な要因としましては、患者数は増加しておりましたが、医薬品の供給不足の影響により院外処方が増えたため、一人当たりの外来収入が減少したことによるものでございます。

基金繰入金は、予算現額 1,600 万円に対しまして収入済額 700 万円で、900 万円の減となっております。主な要因といたしましては、年度末におきまして歳出の減少が見込まれたため、基金からの繰入金も合わせて減額したことによるものでございます。

最後に（５）、385 ページ、歳出について、不用額 1,850 万 116 円に対する評価結果でございます。

歳出不用額のうち主なものは、１款１項施設管理費と２款１項医業費によるものでございます。施設管理費は、予算現額 4,715 万円に対しまして支出済額 4,213 万 4,693 円で、不用額 501 万 5,307 円となっております。要因としましては、会計年度任用職員の報酬の減によるものでございます。

医業費は、予算現額 3,269 万 5,000 円に対しまして、支出済額 2,134 万 2,897 円で、不用額は 1,135 万 2,103 円となっております。要因としましては、医薬品に関わる医薬品衛生材料費の減で、一部の医薬品会社が長期間製造停止等の処分を受けたことにより、一部の医薬品の購入が難しくなったことによるものでございます。

以上です。質疑につきましてご回答いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、午後 2 時 5 分まで休憩いたします。

休憩 午後 1 時 5 3 分

再開 午後 2 時 5 分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） ご答弁ありがとうございました。

細かく早口で言ってくださったので私はほとんど書き取れていないんですが、いずれにしても、この後、委員会等で質疑できると思いますので、本会議場での質疑は総括的に、入りと出に対する当局側の特に市長の考え方をお伺いしておいて、決算審査に当たりたいと思

います。

それでは、（１）のほうからなんですけれども、不納欠損、数字を上げていただいて、書き取れはしなかったものの、だいたい、令和元年の１億幾らを、不納欠損がそこで増えているところを、今度、令和２年からはぐっと減、減、減で、令和４年度に関しましては、ここにも出ておりましたけれども、１,０９２万円ぐらいの不納欠損額に落としていただいて、かなりのご努力をしてくださっているというのが成果として出ていると思うんですけれども、その隣の不納欠損の隣の収入未済額が、こちらのほう令和４年度で２億１,７００万円ほどまだ収入未済額が計上してあります。ということは、これを不納欠損にしないように、今年度でもまた引き続きの努力をしていただかなければいけないということが分かりました。ありがとうございます。

（２）です。予算現額と収入済額との比較のことなんですけれども、６億２,５００万円余のこれが減になっているというのが、先ほどのご答弁の内容から私がそれを理解したところは、一番大きな要因としては、県の支出金の９億何がしの減ということで、これは保険給付金が当初の見込みを下回ったというご答弁だったんですけれども、この予算現額の予算の時点で、県の動向というかそういうものというのは分からないものなんですか。９億幾らも下回るというのが、６４億円に対して５５億円、収入済額で上がっているわけですね。その中の９億円ということで大変大きな割合だと思うんです。

県任せということになるんですかね。予算というのは、つまりそんなに精密な感じでは予算は立てられないということなんでしょうか。

（３）の歳出についてです。不用額ですね。ここもちょっと、これもやはり県の算定のほうの表れということになってしまうということでもいいんですかね。その確認をいたします。

それから、あとは質疑内容としては同じ趣旨でございますので、この３点にしておきます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、戸村議員から再質疑ございました３点につきまして、ご回答させていただきます。

まず（２）、当初予算のほうで県の動向を見て予算の立て方ができなかったのかということでございます。先ほどの回答のほうでもさせていただきましたが、国保につきましては現在広域化されておりまして、県単位での算出をさせていただいております。したがって、数値等につきまして先ほどもお話ししましたが、歳入、保険給付費等普通交付金、県からの

交付金でございます。これにリンクします歳出のほう、保険給付費等につきましては、県のほうで算出をいただいたものを使いまして 100%の充当の形で予算のほうを組ませていただいております。

今回の乖離があった、予算との乖離がした分につきましては、令和2年度から3年度の伸び率がかなり上昇しておりましたので、それが4年度に反映した形で当初見込みとしては大きくなってしまったのかなというふうに判断してございます。

(3)のほうでございます。不用額、県の確認ということは今の回答でご了解いただければと思います。

(4)のほうで、こちら県の動向並びに県任せだったのか、また、算出方法につきましては以上でございますので、回答をこれで終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 答弁の、言っていらっしゃることは理解できるんですけども、理解できないのが、予算を立てるときに、県がどういうふうにするか分からなくて予算を立てているという、そういう状況なんですか。それとも、予算のときにある程度の県のほうからの何かが来る。令和2年とか令和3年とかのことを言われたじゃないですか。その令和2年、令和3年のを見て、こういうふうに予算を立てなさいよ的な何かあるんですか。それとも、何もなしでこちらで判断して、結果こうなりましたという、9億円ぐらいの乖離があるということになるんですかね。そこが知りたいです。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、回答させていただきます。

保険給付費につきましては、県が示す算定で数値のほうを固めていただいたものを市としては使いまして、使用しているような状況でございます。ただ、県とのやり取りの中で、どういった形で算定するかということは、県のほうから通知が来まして、また国からも予算編成に対します通知等来ておりますので、それを参考にしているような状況でございます。

ただ、数値につきましては、今言ったように県のほうから持たされる数値を使わせていただいているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 松木源太郎です。私は、議案第3号、令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、何点かご質疑申し上げます。

今、戸村議員から疑問が出た点については、私が答えるわけにはいきませんが、県単位の国保、つまり後期高齢者と同じように県単位でもって国保を運営するというのがベースにあるからこういう矛盾が出てくるわけですから、その点は決算委員会でもって十分議論してください。

私は一つ通告した以外にちょっと疑問になる点がありましたので、その点も加えてご質疑申し上げます。

基金への繰出金や未就学児童の均等割額についてありましたけれども、一つ疑問が出まして、今の戸村議員の質疑を聞いていて疑問になったのは、国保の加入率の問題です。この加入率が平成30年から令和4年までに毎年のように減ってきております。なぜかということは、皆さん方ももうご存じだと思いますけれども、中小業者が人を5人以上雇うと社会保険に入れるということが、社会保険事務所からもうしつこく来ているわけです。そのために国保の加入者が減っている。これもまた一つの大きな矛盾でありまして、そういうことが全体にかなり反映しているのではないかと思いますけれども、市ではこの点についてどのように考えているかお聞かせください。

突然で申し訳ありませんけれども、この問題というのは、例えば有限会社で農業をやっている方が外国人を仮に何人か使いますと、そういう該当の社会保険に入ることになるという事態が今起こっておりまして、社会保険事務所に呼出しが毎回のようにあるということなので、これがどういう矛盾を抱えるかということに今後なると思いますので、事実だけをお聞かせください。

本来の通告した内容の基金繰入金は、結局、旭市の経理上の問題として、繰越金の半分は基金に入れて、それでもって運営していくという形なのでしょうか。

もう一つ、未就学児の保険税の均等割軽減繰入れの分であります。これについては、令和4年度から国が未就学児は半分補助するということで均等割補助するので、496万1,399円。私が計算したときは四百五、六十万円と思っていましたけれども、これだけ国から来るということになります。これについては、同じ金額を出せば未就学児の均等割はゼロにできるということなんですけれども、これについて今後とも検討していただけるんでしょうか。ご回答いただければありがたいと思います。

○議長（木内欽市） ただいまの松木議員の質問、通告はございませんが、関連がございますので認めます。答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、松木議員からの議案質疑につきましてご回答させていただきます。

まず最初に、加入率の問題ということございます。確かに松木議員がおっしゃいましたとおり、平成 28 年に労働基本法の改正がございまして、段階的に、大きなところでいきますと、500 人規模から 100 人規模、最終的には 5 人規模というふうに、段階的に被保険者のほうから、国保加入者の方、いわゆる時間労働者の方々が社会保険のほうに加入するというような法令ができております。これにつきまして、当然、国保のほうはかなり影響を受けておりまして、今の状態の形で減少が続いているような状況でございます。

回答はそれでよろしく願いいたします。

続きまして、先ほど議案質疑に出ておりました国民健康保険の繰入金の関係でございます。これに絡みまして、未就学児の保険税の均等割の軽減分でございますが、これにつきましては去年も執行部のほうで回答させていただいたとおり、国のほうでは骨格となります税の賦課のかけ方につきましては、今の状態のこの半額で進めていくこととしておりまして、市町村単独での軽減等については好ましくないということで、法令違反ではないんですが好ましくないということで話をされておりますので、うちのほうとしてもそれを遵守した形でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 1 億 7,500 万円の繰入れというのは、結局、半分ずつかという、ちょっとそのところを、それをそういうことでもって運営しているかということを聞いているんです。それを回答してください。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 失礼しました。

まず、そうしますと……

（発言する人あり）

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 国は、都道府県単位の国民健康保険ということを考えていて、全国にそれに従った考え方でもって運営するように、今、強要しているわけですよ。そういう中から未就学児の均等割についてはこれ以上増やすなということにしてきて、ただし、そういう要求が多いのもって均等割を補助するからということになったんです。

ところで、私が一番知りたいのは、繰越金のほぼ半分を積立基金に回すということも、国がそのように指示しているためなのか、それとも旭市独自のものなのかということを知りたい。

○議長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、お答えいたします。

歳計剰余金に係ります基金への繰入金につきましては、旭市独自の条例を設定しておりまして、国民健康保険税の財政調整基金の設立につきましては条例で設定させていただきまして、その中で剰余金が出ましたら2分の1を積み立てるという形になってございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 以上で松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） 議案第5号です。令和4年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定についてです。これも趣旨的には一般会計、それから、ほかの特別会計と同じ趣旨での質疑です。

（1）、453 ページです。歳入について、不納欠損額の推移と分析結果をお願いいたします。

あと、（2）、455 ページ、歳出についてです。不用額3億7,802万6,892円に対する評価をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第5号、令和4年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定についての（1）、（2）についてお答えいたします。

まず、（1）の453ページ、歳入について、不納欠損額の推移と分析結果をお答えいたします。不納欠損額の推移につきまして、直近3か年の実績を申し上げますと、令和2年度は248人で1,108万1,025円で前年度比10万6,456円の増となりました。令和3年度は198人で858万355円、前年度比250万670円の減であります。令和4年度は169人で680万3,860円、前年度比177万6,495円の減と、直近では減少傾向となっております。

分析の結果であります。不納欠損額が減少している理由といたしましては、収納率の向上で滞納繰越額が減少したことになります。介護保険料の時効期間は2年となっておりますが、その期間に滞納整理に努めた結果によるものと考えております。なお、不納欠損額については、個別に生活状況等を確認した上で判断を行っております。また、参考までに、不納欠損該当者の169人の事由ですね、主なものを申し上げます。生活の維持が困難である、生活困窮者、また、死亡かつ相続人がいない方などが事由の主なものとなっております。

続きまして、（2）の455ページ、歳出について、歳出の不用額3億7,802万6,892円に対する評価結果についてお答えいたします。

歳出の不用額の主なものは、2款の保険給付費によるものであります。予算額50億5,894万8,000円に対して支出済額47億6,121万852円で、不用額は2億9,773万7,148円となっております。その保険給付費の不用額の要因としまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、介護サービス利用者の利用控えなどが理由に挙げられます。それによりまして、保険給付費が当初見込んだ予算額より支出額が下回ったことによるものであります。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

不納欠損額のことなんですけれども、前の国保のほうと比較していいものかどうかというのも分からないですけれども、割合的に不納欠損額が、国民健康保険のほうだと85億円に対して不納欠損が1,100万円ですか。こちら介護保険のほうだと55億5,000万円に対して不納欠損が先ほど言われた680万円ですかね。割合的にちょっと少ない感覚があるんですね。これはシステムのものなのか何か。要するに、不納欠損をどれだけ減らすかという努力の仕方のたまものなのか、あるいはもともとのシステムのなところでの差が出てきているのかということを知りたいです。

もし、何かこちらのほうの介護保険のほうでちょっといいことをされて不納欠損額が少ない割合になっているのであれば、それを全庁的にという考え方もあるでしょうし、ちょっとそこを聞きたいです。私、よくシステムのことがまだ……、システムのなものがこういう金額に反映されているのかどうかというのが分からないので、お願いいたします。

それと、不用額のほうのこちらは分かりました。コロナの影響で利用される方が少なかった。行ってコロナにかかっちゃいけないとか、そういうことでの利用者が少なかったという。そういう結果ということでよろしいですか。お願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 再質問ということで、不納欠損額が国保より少ないという、システムのなものなのかどうかということなんですけれども、介護保険料につきましては、ご存じのとおり、普通徴収、納税通知書で納めていただく分と、年金を 18 万円以上受給されている方は特別徴収といいまして年金から天引きされる、そういう制度になっております。その関係で納付率というのは割と高くなっているかと。不納欠損額に至る方というのは、普通徴収の方になるんですけれども、一応、高齢者福祉課としては、滞納額の減少の取り組みということで、これ税務課もやっていると思うんですけれども、督促状の発送、あと、催告書の発送、あと、定期的に夜間の電話催告だとか休日の臨戸徴収だとか、そういったものを定期的に行っております。それによって滞納額を減らすような形で進めている形になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4 番（戸村ひとみ） ありがとうございます。細かいところにつきましては、また委員会のほうで質疑させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 以上で戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

自席へお戻りください。

議案第 6 号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員。

○4 番（戸村ひとみ） それでは、お願いいたします。令和 4 年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてです。

(1)、3、4 ページということですかね。資本的支出の執行率 55.8%と、たしか説明のときに言われたと思うんですが、決算額が2億 2,247 万 5,148 円。これが、補正がゼロですから当初予算額がそのまま予算ですよ。3億 9,842 万 6,000 円、これに対して2億 2,247 万 5,148 円が執行率 55.8%ということでした。この理由と、この執行率に対する評価ですね。お願いいたします。

あと、(2)、7 ページです。建設改良積立金のこちらの内容と令和4年度末の残高に対する評価をお願いいたします。

(3)、22 ページです。水道事業、こちらの令和4年度において水道設備の計画的な更新ができたのかどうかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） それでは、初めに(1)の3ページの資本的支出の執行率 55.8%の理由と評価についてお答えいたします。

不用額の主な内容、内訳につきましては、建設改良費のうち工事請負費の重要給水管路更新事業であるイ・ロ地区、及びニ地区の配水管布設替工事が入札不調により未執行であったこと、また、千葉県銚子土木事務所の道路改良工事に伴う配水管移設工事が道路改良工事の遅れにより未執行となったものでございます。

工事入札の不調の原因としまして、発注時期が他工事と重なったことにより応札業者がなかったことが考えられます。また、今後、発注方法につきましては、発注方法を工夫しまして入札不調のないように検討してまいりたいと思っております。

続きまして、(2)の建設改良積立金の内容と令和4年度末残高に対する評価結果ということで、建設改良積立金は年度末決算において当年度の純利益を水道施設の建設または改良工事費等に充てるため積み立てているものです。建設改良積立金の令和4年度末積立処分後の残高は14億 1,586 万 8,040 円となります。今後の水道施設の更新については、企業債や国庫補助金と共に建設改良積立金等を適正に活用してまいりたいと思います。

続きまして、(3)の22ページの、令和4年度において水道設備の計画的な更新ができたのかという質問でございます。令和4年度における水道設備の更新については、おおむね計画どおりに行うことができたと思っております。

22 ページですので修繕費等に係るものかと思われませんが、主な更新工事としては旭市公営企業会計決算書 15 ページの(2)の保存工事の概況中、旭配水場のバイパス弁の修繕が該当

いたします。

今後も水道設備の機能を損なうことのないよう、計画的な更新に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 執行率の 55.8%のことなんですけれども、入札不調、応札する人がいなかったということで、答弁の中に、工事がいろいろ重なって応札事業者がいなかったということだったんですけれども、このことによって令和4年度、市民生活に影響ってなかったんですかね。そのところで工事しなければいけないから、恐らく入札というのをそこで実施しているんだと思うんです。ですから、市民の生活に影響がなかったかどうか。

あと、2番ですね。建設改良積立金、こちらが令和4年度末の 14 億円。これが、未残高が妥当な金額ということで、ほかのいろいろ財源とかを寄せ集めて改良工事というのをやられるので、この金額が妥当というような回答ということでよろしいですかね。その確認です。また委員会のほうでちょっと詳しく聞きたいんですけれども。

（3）水道設備の計画的な更新はおおむね計画どおりできましたということで、ちょっと私この質疑をするのは、先日の飯岡地区の断水のことちょっと気になりまして、その理由というのが消防設備、消火栓の老朽化によるということで断水が起こってしまった。結果、水が止まってしまったということで、真夏の夕方からの断水ということで、非常に飯岡地区の市民の皆様には大変な思いをされたというふうに聞いております。

こういった直接の水道管とかではなくて、付随するということかな、直結するということですか、そういうものの設備に対してはどのような手当てというんですか、どこでどのような手当てをされるものなのかというのを教えてください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） まず、（1）につきましてですが、市民への影響ということで、入札の不調によりまして予定しておりました工事ができなくなったということで、こちらについては次の年度にまた発注をさせていただく予定でおりますが、そういったことでの遅れというものはどうしても出てきております。ただ、直接的な市民への影響というのは、現在のところないと思っております。

それから、（2）のほうの残高、建設改良積立金につきましては、その年度の純利益を減債積立金と建設改良積立金のほうに分けて積立てをさせていただいております。こちらにつき

ましては、純利益があった場合の積立てとなりますので、それ、積立てが今までされてきた中での金額でございます。これが十分かどうかといいますのは、今後の修繕工事、更新工事等で多額の資金が必要になってきますので、こちら建設改良積立金だけではなく、ほかの資金ですとか補填財源のほうを活用した中で、事業のほうを進めていくというようなことでございます。

水道管の附帯設備としまして、今お話がございました消火栓、または、あと空気弁等の設備がございます。消火栓につきましては、消防本部のほうで定期的に点検等を実施していただいて、その状況について上下水道課に報告を受けているような形となっております。

そのほかの空気弁等のものにつきましては、上下水道課のほうで点検等をして修繕、管理のほうをしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部のほうから先ほど消火栓ということが出てきましたので、消火栓の点検についてお答えさせていただきます。

消防本部では、旭市全域の消火栓を3か月に1回点検できるように計画し、毎月実施しております。点検内容といたしましては、外観の点検、内部の点検、こちらの点検は目視で行う形になります。著しい腐食や漏水が認められるものについては、その都度上下水道課に情報提供して対応していただいているところです。また、点検の際には、併せて内部の汚泥の除去、排水作業、清掃作業等も実施しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ということはということになると思うんですけども、（1）のほうからいきます。市民への影響はなかったということで、市民の生活に影響がなかったということですね。なので、入札が不調に終わって1年後でも繰り越してもいい工事だったということになっちゃうということなんですかね。計画的な工事なんだとは思いますが、そうすると、でも、計画がちょっと一部ずれると、結果的には市民生活に影響があるのではないかなと思います。ここ答弁いいです。

（2）の建設改良積立金のことなんですけれども、3ページ、4ページの資本金的収入及び支出のところで、私の聞き間違いでなければ、決算額が当初予算、そして補正を合わせた金額に対しての収入率ということで31.1%とかというお話が、ちょっと聞き取れていなかったら

あれなんですけれども、31.1%だったということで、こうなると、ちょっとその積立金のほうにも影響があるのではないかなというふうに思いまして聞いてみました。その影響ってありますか。

(3) です。先ほどご答弁いただいて、消火栓のほうですが、令和4年度も3か月に一度の点検をやられたということなんだと思うんですが、引き続き同じように3か月に一度の点検をやってくださっていて、結果といいましょうか、断水が起こってしまったということで、令和4年度の決算の質疑ですのでここまでにしておきますが、また点検のほう漏れなくお願いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 積立金の影響ということでございますが、資本的収支につきましては、資本的支出に対して資本的収入のほうが減になるような予算の計上をさせていただいております。これにつきましては、建設改良積立金も入っております補填財源という、事業会計の中に留保している金額がございますので、その補填財源のほうを活用しながら事業を進めている状況でございます。

収入が少ない、収入率を上げるということになりますと、企業債での借入れを増やすとかというようなことがまず第一になってくるかと思うんですけれども、企業債の金額を増やすことにつきましては、今後の水道事業の企業債がどんどん増えていくというようなことになってきますので、現在の水道ビジョンの中では、企業債の借入れの率を事業費に対して15から12%というような中で企業債の借入れをしていく予定でおりますので、そういった中で、収支に対して収入率が低くなっておりますが、積立金への影響ということでいいますと、他の財源を利用しながら事業のほうを行っていきますので、直接的な影響といえますか、積立金のほうが多くできれば、それはそれにこしたことはないんですが、これは純利益を積立金に積み立てるということもございますので、直接的な影響はないものと考えております。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 令和4年度決算に関しまして、第1号からいろいろご答弁いただきました。ありがとうございます。冒頭申し上げましたように、入りと出というところに非常に私は関心がございますので、決算の委員会のほうでまた細部にわたりまして質疑をさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、午後 3 時 5 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 5 分

再開 午後 3 時 5 分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 松木源太郎です。私は、議案第6号、旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、大きく2点ご質疑申し上げます。

1点目は、本年に入ってから水道の断水が2回ありまして、海上地区と飯岡地区であります。従来から水道管の老朽化について市が議会にも報告しており、その計画があるようでございますけれども、旧旭市と周辺の3町では全く違う水道事業を行って統合したわけですが、本管と呼ばれる水道管にかなり差があるのではないかと思います。

今、そのような形で早急に水道管の入替えが必要な時期に来ておりますけれども、なかなか進んでおりません。その点についてどのような計画を持っているのかお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、監査委員の報告を見てびっくりいたしました。監査委員の報告の92ページをご覧くださいと、供給単価と給水原価という項目がありまして、現在、令和4年度の決算時における有収水量1立方メートル当たりの供給単価と給水原価の表がありまして、その差額が、供給単価が令和4年度では226.08円、給水原価が218.90円、差額が7.18円、令和3年度が供給単価が226円、給水原価が207.72円、その差が18.28円でありました。つまり、今の水道事業の経理状況では、もうけが全くなくなってしまうような状態になっている。その原因はどこにあるかということがいろいろと考えられますけれども、大変厳しい状態になっている。これを改善するにはどうしたらいいかということを真剣に今の状態で考えていただきたい。水道事業においては、旭市の配水場を新しく造り変えなきゃいけないという問題もあるようでありますけれども、このことをやったら、結局、買ったよりも安い水道料金で

もって市民に供給しなきゃならないということが起こってくる。このような状態であります。

そのためには必要な対策を考えなければいけないんですけども、令和4年度の水道事業会計の決算を見て私はびっくりしたところです。これについて、市当局のご見解をよろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） それでは、初めに、（１）の水道管の老朽化についてどのような対策、計画があるのかということをお答えいたします。

現在、水道事業におきましては、水道事業ビジョン、また、耐震化計画において更新等を進めております。老朽化した水道管については、漏水の頻度や布設年度、管種及び重要度等を勘案して優先度をつけ、計画的に更新をしております。

令和4年度は、旭市公営企業会計決算書 13 ページにございますように、2の工事の中で（１）の建設改良工事の概況表中、1行目、2行目の三川地区配水管布設替工事2本と、5行目、6行目の清和甲地区配水管布設替工事と鍋木地区配水管布設替工事が、老朽管の更新工事に該当するものになってございます。

続きまして、（２）の監査意見書の 92 ページにおいての供給単価と給水原価との差についての対策の見解ということでございます。令和4年度の決算におきます供給単価と給水原価との差が半減した原因につきましては、令和4年度において老朽化した水道設備更新のための計画の策定や、基礎調査のための経費が急増したことによるものでございます。また、人件費や物価高騰による影響等もございます。

水道事業の設備の更新、人件費、物価高騰というような費用の増加というものは避けられないものと考えますが、今後も普及の促進、経費の節減等に努め、水道事業の健全経営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 改良工事などの計画については前々から聞いておりまして、いろんな計画を立てて実施しているのは分かっているんですけども、水道料金についてこのままの状態では赤字でもって水を市民に供給するということになってしまうんじゃないですか。そうならないためにどうしたらいいかということを十分に考えていただきたいと思うんです。

一つの方法は、一般市民の水道料金は私は今でも高いと思うんです。これを値下げしなければならぬと私は要求しております。ところが、旭市の水道料金は同じ単価でもって、水の

使用量が多い方もどんどんその料金でいくわけですがけれども、普通の水道料金というのは使用量が上がれば単価が高くなるんです。こういう制度をどこの自治体も取っているんですけども、そういうような形でもって試算してみて改善する方法はないのでしょうか。その点について、執行部のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 現在の旭市水道事業ビジョンにおきましては、令和 11 年度までの期間の中で現行の料金で運用する計画となっておりまして、料金の値上げの必要はないとされております。

料金の体系につきましてですが、こちらにつきましては一般家庭の料金と大口業者等の料金の格差といいますか差をつけるというような料金体系もございます。こちらについてはやはり一般家庭の大口利用者との料金のバランスというものを考慮しなくてはいけないと思いますので、今後、水道事業ビジョンの中で料金についてはまた検討していきますので、その中で料金体系についても検討していきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 私は、令和 11 年度というと、今が5年ですから6年後ですね。6年後までこの体制で持っていけると思わないです。そのことがあるから聞いているんです。

それで、じゃ、供給単価が上がるかもしれない状態が今ありますよね。公益水道でもって原因は分かるでしょう。だから、そういう形でもって私たち市民が高い水道料金を払わなければならないようなことになったら大変なわけですよ。

これは今、ぜひ市当局全体でもって考えていただいて、私たちも知恵があれば出しますけれども、そういう形でもって乗り切っていかなければいけない事態に今来ているということを申し上げて、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑は終わりました。

そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 松木源太郎です。議案第7号、令和4年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご質疑申し上げます。

公共下水道は、公共下水道の許可された地域において、今 73.7%の方が公共下水道につながっております。あと、2割6分ほどの方が使っていただけると 100%になるわけですが、これはかなり難しい問題であります。しかし、今の状態では大変大きな支出を余儀なくされるわけで、この方たちにぜひ下水道につなげていただくための市の特別な対策を求めたいと思うんです。この方たちが、例えば9割近くになればかなり経営状態は改善すると思いますので、そのための投資が今必要ではないかと思います。

今のところ、公共下水道区域を次の地域に広げるという形の事業は大変難しくなっておりますから、できるだけこの地域でもって事業がうまくいくようにしたいと思います。

私ごとを申し上げて失礼ですが、私も事情があって家を建て直そうと思ったときに、どうしても公共下水道の地域を使いたかった。それで今のところに決めたわけです。今のところは、道路に下水道が入っているけれども、建てたところは地域ではなかった。しかし、市当局が、そういう形の方は一定の負担金を用いて、公共下水道につなげていいという許可を得ましたので使うことができました。

そういう方もいるんですけれども、行ってみたら、公共下水道地域の方が、まだ合併浄化槽でもって使っている方がかなり周りでも多いということを知りまして、ぜひそういうのを市のご努力でもって改善できたらなということで、ご質疑申し上げました。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） （1）についてご回答申し上げます。

まず、現在の公共下水道への加入促進についてでございますが、加入促進につきましては地域を設定しまして、下水道の未接続世帯を訪問し普及促進を行っております。

現在、コロナ禍以降では、普及促進のチラシの配布のみを行っており、令和4年度は旭駅東南地域の約100軒にポスティングを行っております。

下水道への加入でございますが、下水道に入ってもらうための補助金ですとか、そういった部分の対応ということになるかと思いますが、過去に水栓便所他改造資金補助金ということで、供用開始から3年以内に改造工事を行った者に補助金の交付をしていた経緯がございます。これにつきましては、令和元年度で終了している状況でございますので、その後に加入をされた方もいらっしゃいますので、以前と同じような補助金の交付ということになり

ますと、その後に加入された方とのバランス等も考えなくてはいけないと思います。

また、下水道事業につきましては、一般会計からの繰入金の依存が多い状況でもございますので、下水道への加入の促進につきましては、上下水道課だけではなく他の課とも協議させていただいた中で、また検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） この問題は水道とも同じでして、要するに市全体でもって考えなければ、担当課でもってこれやったらどうだ、あれやったらどうだでは解決しない問題なんですね。

それで、これから20年、30年たったらば、ほとんどのところは公共下水道にこの地域はなるかもしれませんが、そのときには大変なことになっているということがありますから、ぜひ市全体でもって使う方の率を上げていく、水洗化率を上げていく。このことを検討していただけないかということをお願いして、質疑を終わりたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第 13 号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

○4 番（戸村ひとみ） それでは、議案第 13 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

この条例改正に関して、私は火災という、このところで非常に重要な条例を、ここで何か改正するんだろうなということで、と申しますのも、近年、気候変動等で山火事が世界中で起こっておりますね。マウイ島などは山火事なのかなと思っていたら、実は送電線が切れたことによる火災だったのではないかという調査の結果が報道されたりしましたものですから、火災予防というところで私はこの条例をきちんと理解しておきたいなと思いましたので質疑をさせていただきます。

改正内容に蓄電池設備とか、あと、電気事業者用とか厨房設備とか、いろいろ単語が出てまいりますので、このところで今回の条例改正によって、いわゆる事業者というものに対する影響というのはあるのかどうか、そのところをお願いします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からは、議案第 13 号、（1）今回の条例改正による事業者への影響はというところでお答えをさせていただきます。

今回の火災予防条例の一部改正の趣旨、これは主にリチウムイオン蓄電池設備等、今般の蓄電池設備の大容量化などに対応するため改正をするものであります。

事業者への影響につきましては、既に設置されているものや工事中のものに対しては現行どおりとなります。また、新たに規制対象となるものに対しては、施行の日から 2 年以内は現行どおりとなります。

これらのことから、今回の条例改正による事業者への影響はございません。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4 番（戸村ひとみ） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 以上で戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

議案第 14 号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

◎日程第２ 決算審査特別委員会設置

○議長（木内欽市） 日程第２、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第１号から議案第８号までの８議案については、決算認定の議案であります。総務常任委員会から３名、文教福祉常任委員会から３名、建設経済常任委員会から３名の９名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第３ 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（木内欽市） 日程第３、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、宮澤芳雄議員、島田恒議員、常世田正樹議員。

文教福祉常任委員会より、片桐文夫議員、崎山華英議員、戸村ひとみ議員。

建設経済常任委員会より、遠藤保明議員、井田孝議員、菅谷道晴議員。

以上の９名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

この後、決算審査特別委員会において正副委員長の互選を行うため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 4時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま決算審査特別委員会において正副委員長が選出されましたので、ご報告いたします。

委員長に遠藤保明議員。

副委員長に片桐文夫議員。

以上のとおりであります。

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長（木内欽市） 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第8号までの8議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、19日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第5 常任委員会議案付託

○議長（木内欽市） 日程第5、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第9号から議案第14号までの6議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表1の議案の表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、22日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第6 常任委員会請願付託

○議長（木内欽市） 日程第6、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第3号の1件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第3号の1件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、請願の部のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、22日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は11日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時17分